

博士 学位 論文

内 容 の 要 旨
お よ び
審 査 結 果 の 要 旨

第 23 号

令和 4 (2022) 年 3 月

熊 本 学 園 大 学

はしがき

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、令和 4 年 3 月 24 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目	頁
甲第 77 号	博（甲）商 第 23 号	博士（商学）	大藏 将史	所得税法における必要経費に関する研究 —所得概念および「業務」概念の検討に基づく考察—	1
甲第 78 号	博（甲）社会福祉 第 27 号	博士（社会福祉学）	大塚 浮子	子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論の構築 ～パワー交互作用モデルと子どもアドボカシー研究の統合を目指して～	21
甲第 79 号	博（甲）社会福祉 第 28 号	博士（社会福祉学）	杉原 千恵美	日本の絵本にみる知的障害をもつ人の表象	42

氏名（本籍）	大藏 将史（熊本県）
学位の種類	博士（商学）
学位記番号	博（甲）商 第23号
学位授与の日付	令和4年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	所得税法における必要経費に関する研究 —所得概念および「業務」概念の検討に基づく考察—
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 末永 英男 (副査) 熊本学園大学教授 池上 恭子 (副査) 熊本学園大学教授 波積 真理 (副査) 熊本学園大学教授 成宮 哲也

内容の要旨

わが国所得税法は、その第7条第1項第1号において、非永住者以外の居住者には「全ての所得」に対して所得税を課すと規定し、課税物件を「所得」としている¹。また同法は、所得をその性質や発生源泉に応じて10種類に区分している。所得税の額は、この10種類の「所得の金額」を基礎として算出される（同法第21条第1項1号から同項第4号）。

「所得の金額」は所得の種類ごとに算定されるが、利子所得以外の「所得の金額」は、収入金額から所得税法に規定される金額を控除することにより算出される。このうち、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得の金額は、これらの所得に係るその年中における「総収入金額」から「必要経費」を控除すると規定される（所得税法第26条第2項等）。

「必要経費」は所得税法第37条で規定される。同条第1項は、不動産所得、事業所得、雑所得（以下、「事業所得等」という。）の金額の計算において「必要経費」に算入すべき金額を以下の通り規定している。

「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管

¹ 金子宏『租税法（第二十三版）』（有斐閣、2019）、178頁。

理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年ににおいて債務の確定しないものを除く。）の額とする。」

この規定について、通説は、2種類の必要経費の存在を指摘している。一つは、「個別（直接）対応の必要経費」とされるもので、同項の規定のうち「これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」と定められる部分である。もう一つは、「期間（一般）対応の必要経費」とされ、同項では、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と規定される部分である。

事業所得等の「所得の金額」の計算において、ある支出が「必要経費」として控除されるためには、これらのいずれかに該当する必要がある。

このうち、「期間対応の必要経費」の要件としては、ある支出の基因となった行為について、「業務遂行上の必要性」が存在することに加え、その行為が、所得を生ずべき業務に対し直接関連すること、いわゆる「業務との直接関連性」を必要とする説（以下、「2要件説」という。）が通説とされてきた²。しかしながら、「業務との直接関連性」は不要であり、ある支出の基因となった行為に「業務遂行上の必要性」のみが存在すれば、「期間対応の必要経費」に該当するという説（以下、「1要件説」という。）があり、2つの説が対立している。

必要経費該当性が争点となった裁判例においても、「ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならない。」³と判示したように、2要件説を採用した例がある。

一方で、「・・・事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当することができるからである。」⁴と判示したように、1要件説を採用した例もあり、その判断が分かれているところである。

学説においては、1要件説の根拠として、租税法律主義、特に文理解釈に基づくとする説がある。具体的には、所得税法第37条第1項の規定から「業務との直接関連性」を要求することは法創造であり、租税法律主義の下では許されないとする説や、個別対応の必要経費の規定と異なり、期間対応の必要経費の規定には「直接」の記載がないことから、「業務との直接関連性」を要求するものではないとする説である。

これに対し、2要件説を支持する立場からは、「業務との直接関連性」は、「期間対応の必要経費」の規定のみの解釈により導かれるものではないとする説がある。具体的には、「期間対応の必要経費」の規定自体は「業務との直接関連性」を要件とするものではないが、これ

² 同上、314頁。

³ 津地裁平成18年4月27日判決（税資第256号-120（順号10380）、TAINS：Z256-10380）。

⁴ 東京高裁平成24年9月19日判決（税資第262号-190（順号12040）、TAINS：Z262-12040）。

が「所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は」と規定されていることから、業務との直接関連性は織り込み済みであるとする説がある。このほか、「期間対応の必要経費」の規定は、いわゆる「通常かつ必要」な経費を控除する規定であるとする説もある。

これら 2 つの説の対立は、所得税法第 37 条第 1 項の解釈の相違に原因がある。租税法の解釈においては文理解釈が目的論的解釈に優先するとされる。このためには、第一に、条文中の文言の意義を明確にする必要があると考える。

上述の通り、「期間対応の必要経費」の要件としては、「業務との直接関連性」および「業務遂行上の必要性」が指摘されており、ともにその対象を「業務」としている。また、条文では、事業所得等の「所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と規定される。

しかしながら、この「業務」について検討した例は少ない。所得税法は、必要経費の規定に限らず「業務」の文言を用いているものの、その意義を定めていない。1 要件説は文理解釈に基づくものであるとする主張があるが、1 要件説においても「業務」の意義は考慮されていない。

この「業務」の意義を明確にすることなしに、「期間対応の必要経費」の要件を明らかにすることはできないと考える。

さらに、「期間対応の必要経費」は、「費用の額」として規定されている。この「費用」は会計学において独自の概念を有する文言である。ただし、所得税法における「所得の金額」の計算において、会計学上の概念を採用しうるか否かは検討の必要がある。

「所得の金額」は、所得税法における課税標準算定の基礎となるものである。この課税標準は、課税物件である「所得」を金銭価値として表したものである⁵。

しかしながら、所得税法は、「所得」の意義・概念を定めていない。これを明らかにしない限り、課税標準およびその基礎である「所得の金額」を算定することは不可能であると考える。

これらを考慮すると、学説において争いのある「期間対応の必要経費」の要件を明らかにするには、第一に、課税物件である「所得」の概念を明らかにし、これに基づいて、所得税法第 37 条第 1 項の解釈を行う必要があると考える。さらに、その解釈は、規定中の文言の意義を明らかにしたうえで行う必要がある。

そこで本論文では「所得」について考察したのち、「期間対応の必要経費」の要件を明らかとする。

第 1 章では、所得税法における「所得」の概念について検討した。現行の所得税法は包括的所得概念を採用しているとされる⁶。その基礎を築いたシャンツ (G. Schanz)、ハイグ (R.

⁵ 金子、前掲注 1、187 頁。

⁶ 金子宏『所得概念の研究』(有斐閣、1995)、48-49 頁。

M. Haig)、サイモンズ (H. C. Simons) の所得の定義について概観した。

シャンツは「収益」、「経費」といった流入・流出面に着目し、純収益と非反復的な一時所得の和から債務利子および財産損失を控除した、純資産の増加として所得を定義している。また、ヘイグは所得を、2 時点間の経済力の増加（もしくは増価）として定義している。サイモンズは、期中の「消費」に費やされた財産権の価額と、期首と期末の財産権の価額の変化との和として所得を定義している。

三者の所得の定義には、「消費」を所得算定の構成要素としているか否かで相違がある。シャンツおよびヘイグは「消費」を所得算定の構成要素としていない。一方で、サイモンズは「消費」を所得算定の構成要素としている。

個人の財産権（経済力）の行使について考えると、その結果は、新たな財産権（経済力）を生じるか否かによって、二つに大別される。このうち、新たな財産権（経済力）を生じない財産権（経済力）の行使が「消費」であると考えられる。

シャンツおよびヘイグは、「消費」を所得算定の構成要素としていないが、これは、両者が新たな財産権（経済力）が発生する活動、すなわち「消費」活動以外の活動のみを認識する立場から所得を定義しているためであると考えられた。両者が所得を純資産（経済力）の「増加 (zugang, increase)」または「増価 (accretion)」として定義していることも、これを示唆するものである。

これに対してサイモンズは、所得を、「消費」と財産権の価額の「変化 (change)」との和として定義している。

これは、消費活動と新たな財産権が発生する活動の双方より生じた、個人の所有する全ての財産権の価額の「変化」に基づいて所得を算定することを意味する。また、財産権の変化額に、消費活動による財産権の減少分を加算したものは、新たな財産権の獲得活動によって生じた財産権の増加（増価）であると考えられる。したがって、シャンツ、ヘイグ、サイモンズのいずれも、所得の定義式は異なるものの、その概念は一致していると考えられた。

第 2 章では、所得税法における所得概念が、包括的所得概念に基づくものであるか否かについて検討した。

通説では、所得税法は包括的所得概念を採用しているとされるが、同時に、租税特別措置により政策的に課税の対象から除外される所得が存在することなど、包括的所得概念からの乖離を示す規定が存在するとも指摘されている。

上述の通り、課税標準は課税物件を金銭価値で表したものであり、各種の「所得の金額」を基礎として計算される。所得税法の規定する「所得の金額」が、包括的所得概念に基づいて把握されるものであれば、所得税法は包括的所得概念を採用していると考えられる。

サイモンズの所得定義において、所得の構成要素は「消費」、「実現した財産権の変動」、「未

実現の財産権の変動」の3つに分解できる。所得税法が規定する「所得の金額」の算定において、これらを算入する規定が存在することを明らかとした。

このうち、所得税法は、「未実現の財産権の変動」については基本的に課税の対象外としている。しかしながら、農家によって収穫された農作物は、その収穫時に総収入金額に算入されるなど、課税の対象とされるものもある。このような規定は、所得税法が「未実現の財産権の変動」を所得とすることを想定していることを示唆する。これらを考慮すると、所得税法における課税標準は、包括的所得概念に基づいて算定され、課税物件である「所得」は包括的所得概念における「所得」を意味すると考えられた。

なお、所得税法は実現した財産権の変動のうち、その一部について課税の対象外としている。したがって、所得税の課税の対象となる「所得の金額」は、包括的所得概念に基づいて算定される「所得の金額」よりも小さくなる。さらに、所得税法は所得区分を設定していることから、課税対象となる「所得の金額」は、各種の「所得の金額」の和となる。

第3章では、「所得」および「必要経費」に係る規定について所得税法改正の沿革を概観した。

所得税法は昭和40年に全文改正され、現行の形式となっている。本論文で検討する「期間対応の必要経費」もこの全文改正において規定されている。一方で、包括的所得概念は、第2次世界大戦後の昭和22年税制改正およびシャウプ勧告に基づく昭和25年の税制改正において採用されたとされる⁷。

課税物件である「所得」の意義を現行所得税法は定めていない。一方、明治20年所得税法においては、「・・・ヲ以テ所得トス」と規定し⁸、「所得」の内容を規定していた。しかしながら、明治32年の全文改正以後は、所得は「・・・ニ依ル」と規定されることとなり、この改正以降、「所得」の内容を直接的に定めた規定は存在しない。

課税物件に係る規定について見ると、昭和15年所得税法では、「左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス」と規定し⁹、続いて各種の所得を定義していた。これに対し昭和22年の改正では、「所得の全部」に対し所得税を課すと規定される¹⁰。これは、課税物件が、昭和15年所得税法では、区分された個々の所得であったことに対し、昭和22年所得税法では、区分された所得の「全部」、すなわち合計であることを示すと考えられる。

現行所得税法では、その第7条第1項第1号において、非永住者以外の居住者については「全ての所得」について所得税を課すと規定している。同項第2号以下では、非永住者等に対しても「国外源泉所得を除く」等と規定されていることから、現行所得税法における課税

⁷ 金子、前掲注6、48-49頁。

⁸ 明治20年3月19日勅令第5号第2条第1項から同条第3項。

⁹ 昭和15年3月29日法律第24号第10条。

¹⁰ 昭和22年3月31日法律第37号第2条第1項。

物件は、昭和 22 年の規定と同様に、区分された所得の合計であると思われる。

一方、所得（もしくは所得金額）の算定における控除項目について見ると、明治 32 年の改正以後は、「必要ノ経費」（もしくは「必要な経費」）を控除することと規定し、具体的な控除項目となる支出の例が示されている。これは、現行所得税法が制定された昭和 40 年の全文改正まで変化がない。

ただし、例示項目のほかに控除項目になるものとして、「其ノ収入ヲ得ルニ必要ナル経費（モノ）」（もしくは「その他の経費で当該総収入金額を得るために必要なもの」）を規定している。

この規定により、従前の所得税法で「必要ノ経費」（「必要な経費」）の該当性を明らかにするには、「必要ナル経費」の解釈を行うことが必要であると考えられる。現行所得税法では、必要経費の規定に「必要」や「経費」の文言を含まない。「必要経費」の要件を不明確にしている原因は、その規定中に、これらの文言を含まないため、「必要経費」自体の意義が重視されない点にあるように思われる。

第 4 章では必要経費について定めた所得税法第 37 条第 1 項の規定を概観し、その計算構造および必要経費概念の基礎的検討を行った。

通説における必要経費の意義は、「所得を得るために必要な支出」¹¹であるとされる。この意義に基づけば、「必要経費」はいずれの所得区分においても存在しうる。また、給与所得についても必要経費を觀念しうるとした裁判例も存在する¹²。すなわち、今日では、「所得を得るために必要な支出」を意味する「広義の必要経費」と、事業所得等に対してのみ適用される「狭義の必要経費」の二つが存在している。

「期間対応の必要経費」の規定では、企業会計において独自の意義を有する「販売費」、「一般管理費」が例示されており、さらに「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」として規定されている。「販売費」、「一般管理費」のいずれも「費用」に該当するものである。さらに「個別対応の必要経費」においても、「費用」の文言が用いられている。したがって、事業所得等について適用される必要経費は、「ある便益をうるための価値犠牲（以下、「ある便益を得るために価値犠牲」という。）」¹³であるとされる、会計学上の「費用」概念を基礎とすると考えられた。また、会計学においては「費用」と区別される「損失」が、必要経費の「別段の定め」として規定されることも、同法第 37 条第 1 項における規定が、会計学における「費用」を念頭に置いていることを示唆すると考えられた。

第 5 章では、会計学における「収益」および「費用」の概念が、所得税法に適用されうるか検討した。また、同法における「必要経費」の意義について、会計学上の「収益」、「費用」

¹¹ 金子、前掲注 1、313 頁。水野忠恒『租税法 第 5 版』（有斐閣、2011）247 頁。

¹² 最高裁昭和 60 年 3 月 27 日判決（税資第 144 号 936 頁、TAINS : Z144-5507）。

¹³ 黒澤清編『会計学辞典』（青林書院新社、1965）。

概念および同法第37条第1項の規定に基づき検討した。

「所得の金額」の算定において、会計学上における「費用」概念が適用されるには、これを採用した場合に、課税標準が課税物件を金銭価値として正確に表していることが必要である。また、会計学においては「費用」に対応する概念として「収益」が存在し、「費用」は「収益」と対応してその計上時期が定められる。一方、所得税法において、事業所得等の「所得の金額」は、「総収入金額」から「必要経費」を控除することと規定されているが、「総収入金額」の算定において「収益」の文言は用いられていない。

「総収入金額」は、「その年において収入すべき金額」として規定される（所得税法第36条第1項）。「所得の金額」の計算において、この「収入すべき金額」は、発生主義を原則とするが、主として「権利の確定」したものが計上される。

会計学における利益は「収益」から「費用」を控除して算出される。この「収益」も同様に、発生主義を原則とする「収入」に基づくが、「実現」したものが利益の計算上計上される。

これらを比較すると、所得税法において、「収益」の文言は使用されていないものの、「収入金額」と「収益」は基本的に同じ概念であると考えられた。ただし、同法における「権利の確定」と会計学上の「実現」は異なるため、人為的に区切られた期間において、両者は異なる金額を示す場合がある。

会計学における利益の計算では、「収益」の実現によって「費用」が計上される。その目的は、人為的に区切られた期間の損益を適正に計算するためである。一方、所得税法においても、「所得の金額」は、人為的に区切られた期間において算定される。また、「所得の金額」は、個人の有する財産権の価額の変化をもたらす。人為的に区切られた期間において、財産権の価額の変化を適正に算出するためには、その期間内において、価額が変化した財産権の把握が必要である。これは、企業会計において「費用」が「収益」と対応することと同様の原則であると考えられる。

すなわち、所得税法第37条に規定される「必要経費」とは、「収入すべき金額」と対応する点で会計学上の「費用」と同様の機能を有する。換言すれば、「収入すべき金額」に変化した元入れ、すなわち投下資本を意味すると考えられた。したがって、必要経費該当性は、会計学における「費用」の概念に基づいて判断する必要がある。

第6章では、必要経費に係る「別段の定め」を概観したのち、「期間対応の必要経費」の要件について争いのある二つの学説について、それぞれの根拠を検討した。

所得税法は、必要経費における「別段の定め」として、「家事上の経費及びこれに関連する経費（以下、「家事費」という。）」の必要経費不算入（所得税法第45条第1項第1号）や、資産損失の必要経費算入（同法第51条）等を規定している。同法第37条第1項に規定される必要経費が、会計学上の「費用」であることに照らせば、資産損失は必要経費とは異なる。

資産損失が「別段の定め」とされるゆえんは、これらを区分するためであると考えられた。

ただし、会計学上の「費用」の意義である「ある便益を得るために価値犠牲」の解釈によって、必要経費の範囲が際限なく広がる可能性がある¹⁴。すなわち、会計学上の「費用」概念に拘泥すれば、包括的所得概念における「消費」と所得獲得活動との境界が不明確になり、課税標準が課税物件を金銭価値として正確に表さなくなる可能性がある。

学説・通説における必要経費の要件は、「業務との直接関連性」または「業務遂行上の必要性」を必要とする2要件説、もしくは「業務遂行上の必要性」のみを必要とする1要件説であるが、これは、「消費」が「必要経費」に混入することを抑制するために必要であると考えられた。

また、2要件説と1要件説の異同は、必要経費の要件において考慮する所得税法の規定の範囲が異なるためであると考えられた。2要件説では、所得税法第37条第1項のみではなく、「同条の別段の定めである同法第45条第1項と併せて読むとともに、所得税法が同法第26条、第27条などで所得分類制度をとっていることを」¹⁵考慮して、家事費排除の要請や、正確な課税所得の算出のためには、「業務遂行上の必要性」のみでは不十分であり、「業務との直接関連性」も必要であると述べている。これは、包括的所得概念における「消費」が「期間対応の必要経費」に混入することの排除を考慮したものと考えられる。

これに対し、1要件説では、主として所得税法第37条第1項の解釈により「業務との直接関連性」が要件となることを否定している。ただし、2要件説、1要件説のいずれにおいても、「必要性」や「直接関連性」の対象である「業務」の意義を明らかとしておらず、同法においても「業務」は定義されていない。

第7章では、「業務」の概念を検討した。所得税法において、「業務」の文言は「事業所得等（山林所得を含む）を生ずる業務」のように、事業所得等（山林所得を含む）と関連付けて規定される。また、事業所得等（山林所得を含む）以外の所得区分について、「業務」の文言を用いた規定は存在しない。

すなわち、所得税法は「業務」を、事業所得等（山林所得を含む）を生ずる活動であると想定していると考えられる。

これに対して、一時所得については、その発生の基因を「行為」としている。一時所得と雑所得はともに広い範囲をもつ所得区分であるが、雑所得の基因は「業務」であり、一時所得とは異なる。そこで、一時所得と雑所得の要件の違いから、「業務」概念を検討した。

一時所得と雑所得との相違点について、所得源泉性の有無が指摘されている¹⁶。また、雑

¹⁴ 植松守雄「所得税法における『必要経費』と『家事費』」『一橋論叢』80巻5号(1978)、588-589頁。

¹⁵ 今村隆「弁護士活動に伴う懇親会費等の必要経費の該当性」『税研』178号(2014)、75頁。

¹⁶ 権田和雄「所得税法における所得区分の基準——一時所得と雑所得を中心に—」『税法学』573号(2015)、133頁。

所得には「対価性」、「継続性」が存在するのに対し、一時所得には存在しないとする指摘がある¹⁷。さらに雑所得は、昭和25年の所得税法一部改正において、改正前に「事業等所得」とされていた所得区分がその名称を変えたものである。これらを考慮すると、雑所得は事業所得と同様に、「対価性」、「営利性」のある行為に基因すると考えられる。

換言すれば、雑所得を含む事業所得等の基因である「業務」とは「営利を目的とする（対価性のある）継続的行為」であると考えられる。一方、一時所得は「対価性」、「継続性」のない「行為」によって生じた所得であると考えられる。

第8章では、所得税法における「家事」の意義を考察した。また、これまでの検討結果を踏まえて、所得税法第37条第1項に規定する「期間対応の必要経費」の要件を検討した。

「家事費（家事上の経費及びこれに関連する経費）」は必要経費に算入されないと規定される。この根拠として、通説は、「家事」が「消費」であることを指摘している。また、家事費の必要経費不算入を規定した所得税法第45条第1項第1号は、確認規定であるとする説もある。

しかしながら、「家事」が、営利を目的として継続的に行われ、事業所得等の獲得を目的としたものであった場合、「業務」との区別は困難であるように思われる。また、事業所得等に限らず、「家事」を基因として所得が発生した場合、「家事」は、新たな財産権を生じない財産権の行使である「消費」とは異なる。

上述のように、「業務」とは「営利を目的とする継続的行為」である。換言すれば、自然人は、営利を目的とする意思に基づいて、「業務」を行うと考えられる。これに対して「家事」は、営利を目的としなくとも行うことを考えると、「家事」と「業務」の境界に、「営利を目的とする（ある便益を得る）」ことを見出すことができる。すなわち、「営利を目的」とすることに基因して初めて生じうる支出は、「業務」について生じた支出であると考えられる。これに対し、営利を目的とすることに関わらず行う、もしくは行わざるを得ない行為は「家事」であり、それに伴う支出は「家事費」であると考えられる。

また、会計学上の「費用」概念に拘泥すると、この「費用」の範囲に「家事」に伴う支出が混入しうる。所得税法第45条第1項第1号の規定は、これを抑制するため創設規定であると考えられる。

なお、所得税法第45条第3項は、一時所得の「所得の金額」の算定において「家事費」を控除しうることを規定している。これは、「家事」を基因とする支出であっても、それが「収入金額」と対応しうることを想定していると思われる。純資産増加説における「消費」は、新たな財産権の発生に寄与しないものであると考えると、「家事」と「消費」には異同が存在する。

¹⁷ 田部井敏雄「競馬による所得をめぐる税務上の問題点」『税理』56巻5号(2013)、116頁。

結果として、所得税法第37条第1項に規定する「期間対応の必要経費」の要件として、以下の3点を見出すことができる。

- ① その支出が「営利を目的とする継続的行為」である「業務」によるものであること。
- ② その支出もしくは支出の原因となった行為が、会計学上の「費用」の意義である「ある便益を得るための価値犠牲」に該当すること。
- ③ その支出が事業所得等の「収入すべき金額」と対応すること。

なお、②における「ある便益」とは、「期間対応の必要経費」が事業所得等に対してのみ適用されることを考慮すると、これらの所得に該当する必要がある。換言すれば、「業務」が事業所得等の基因であり、「業務」を行うことが、「期間対応の必要経費」計上の前提である。「業務との直接関連性」とは、ある支出が「業務」を基因として発生することを意味すると考えられることから、「期間対応の必要経費」の要件であると考えられる。

第9章では、第8章までの検討結果をもとに、弁護士会会費事件¹⁸、および外れ馬券の必要経費該当性が争われた事件¹⁹について検討した。

弁護士会会費事件では、第2審で「業務遂行上の必要性」が強調され、最高裁も第2審の判断を是認した。しかしながら、本裁判では第1審、第2審を通して、弁護士会等の活動は弁護士としての「業務」に該当せず、それに伴う支出に「業務との直接関連性」は存在しないと判断している。このうえで、第1審では弁護士会等における支出行為の「費用」の該当性を検討して必要経費に該当しないとしている。

これに対して、第2審では、弁護士会等の活動が、会員である弁護士の義務的な経済的負担よって成り立っていることを根拠に、必要経費に該当すると判示している。しかしながら、これは、弁護士会等の活動が「ある便益を得るため」ではないことを意味し、それに伴う支出が「費用」に該当しないことを示すものであると考えられる。したがって、義務的な経済的負担を根拠に必要経費に該当するとした第2審の判断は妥当ではないと考えられる。

外れ馬券の必要経費該当性が争われた裁判例において、被告人（納税者）は回収率に着目した網羅的な購入を行い、さらに過去の実績に基づいて予測方法を改変している。これは「業務」の概念である「営利を目的とする継続的行為」に該当すると考えられる。したがって、「業務」に基因する所得であり、一時所得には該当しないと考えらえる。

本事案においては、第1審、第2審ともに一時所得該当性は否定されているが、第1審で

¹⁸ 第1審は東京地裁平成23年8月9日判決（税資261号-140（順号11730）、TAINS：Z261-11730）。第2審は東京高裁平成24年9月19日判決（税資第262号-190（順号12040）、TAINS：Z262-12040）である。最高裁の決定（最高裁第二小法廷平成26年1月17日決定（税資第264号-6（順号12387）、TAINS：Z264-12387））がある。

¹⁹ 第1審は大阪地裁平成25年5月23日判決（刑集69巻2号470頁、TAINS：Z999-9119）。第2審は大阪高裁平成26年5月9日判決（刑集69巻2号491頁、TAINS：Z999-9131）である。最高裁判決は最高裁第三小法廷平成27年3月10日判決（刑集69巻2号434頁、TAINS：Z999-9136）である。

は、一時所得に該当しない根拠として、所得源泉性、具体的には「所得発生の蓋然性」があることと判示した。しかしながら、この判断では、「営利を目的とする継続的行為」、すなわち「業務」を行ったとしても、継続的な所得が発生しない以上、一時所得に該当する可能性があり、妥当ではないと考えられる。

このほか、外れ馬券の必要経費該当性について、外れ馬券は「損失」であり「費用」ではないとする最高裁裁判官の意見がある。本件の馬券購入行為は網羅的な購入であることから、外れ馬券の購入は、払戻しによる収入を得るための価値犠牲であると考えられる。したがって、馬券の購入による支出は「費用」であり「損失」ではないと考えられる。

また、第2審では本件のような購入形態の場合、特定の馬券の払戻金との対応を検討する必要はないと判示しているが、人為的に区切られた所得計算期間において、雑所得の「所得の金額」を算定するには、その「年中」の総収入金額と、それを得るための費用である必要経費を把握する必要がある。したがって、この判示は妥当ではないと考えられる。

さらに、被告人は、過去の実績に伴い予測方法の改変を行っている。したがって、あるレースの外れ馬券は、その時点の収益にのみ影響を及ぼすものではない。結果として、一定の期間における収入と対応することから、外れ馬券の購入による支出は「期間対応の必要経費」に該当すると考えられた。

本研究では、学説において争いのある「期間対応の必要経費」の要件を、これまでに検討されたことのない所得税法における「業務」概念の考察を中心として明らかとした。

「業務」とは事業所得等の基となる行為であり、「業務」以外の行為によって事業所得等は生じえない。また、包括的所得概念における所得とは、新たな財産権の獲得活動によって生じた、財産権の増加（増価）である。この増加（増価）を金銭価値として表すには、新たに獲得した財産権の価額から、それに変化した財産権（投下資本）の価額を控除する必要がある。必要経費とは、この投下資本である。

2 要件説において「期間対応の必要経費」の要件とされる「業務との直接関連性」は、ある支出が「営利を目的とする継続的行為」である「業務」によって発生したことを意味する。「業務」は事業所得等発生の前提であり、「業務」による支出が費用となりえる。したがって、「業務との直接関連性」は「期間対応の必要経費」の要件となる。

ただし、会計学上の「費用」概念や、必要経費が投下資本であることを考慮すると、「業務」を行うだけではなく、新たな財産権発生の有無に着目する必要がある。これは、必要経費が、新たな財産権、すなわち「収入すべき金額」の発生と対応して「所得の金額」の計算上計上されるためである。

「業務との直接関連性」は、支出の原因に着目した要件であるが、これに加え、支出の結

果として、事業所得等の「収入すべき金額」が発生し、これと「業務」による支出が対応することも、「期間対応の必要経費」の要件となる。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、所得税法の課税物件である「所得」の概念の研究とそれに基づいた必要経費の規定において用いられている「業務」の文言の意義の検討をとおして、「期間対応の必要経費」の要件を明らかにしている。つまり、この「期間対応の必要経費」の要件として挙げられている「業務遂行上の必要性」について、所得概念にまで遡り、所得について検討した後、「業務」の意味や意義を明らかにすることによって、控除可能な所得税法上の必要経費の解明を試みている。

(論文の概要)

所得税法は、原則として「全ての所得」に対し所得税を課すことと規定している。すなわち、課税物件は「所得」であり、「所得の金額」は課税標準の計算の基礎となる。この課税標準は、課税物件である「所得」を金銭価値として表したものである。

課税標準の基礎となる事業所得等（本論文では、不動産所得、事業所得及び雑所得を「事業所得等」と称している）の「所得の金額」の計算において、「総収入金額」から「必要経費」控除することの目的は、どこにあるのか。本論文では、必要経費控除の目的を、「収入金額のうち『所得』として課税されるべき部分を限定し、課税対象が理論的な所得額と等しくなるようにすること」であるとする。これは、課税標準が課税物件である「所得」を金銭価値として正確に表す必要があることを意味し、総収入金額から控除される「必要経費」は、課税物件である「所得」を金銭価値として表すために必要な概念であるとするのである。

しかしながら、所得税法は、「所得」の意義・概念を定めていないことから、上述の「理論的な所得額」もまた明確ではなく、したがって、「必要経費」の要件を明らかにするには、所得税法が課税物件とする「所得」について、その概念を考察する必要性が先ずもってあるとする。

所得税法は、「所得の金額」は所得の種類ごとに算定されるが、利子所得以外の「所得の金額」は、収入金額から所得税法に規定される金額を控除することにより算出される。このうち、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得の金額は、これらの所得に係るその年中における「総収入金額」から「必要経費」を控除すると規定される（所得税法 26 条 2 項、27 条 2 項、32 条 3 項、35 条 2 項 2 号（以下、「法 35②二」のように表わす）。

「必要経費」については、所得税法 37 条 1 項で、不動産所得、事業所得、雑所得（以下、本論文では「事業所得等」と称している。）の金額の計算において、「必要経費」に算入すべき金額を以下の通り規定している。

「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額……の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。」（法 37①）。

この規定には、通説では、2 種類の必要経費が存在している。一つは、「個別（直接）対応の必要経費」とされるもので、同規定の「これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額」と定められる部分である。もう一つは、「期間（一般）対応の必要経費」とされ、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と規定される部分である。本論文は、後者の「期間（一般）対応の必要経費」を研究対象とするものである。

このうち、「期間対応の必要経費」該当性の要件としては、ある支出の基因となった行為について、「業務遂行上の必要性」が存在することに加え、その行為が、所得を生ずべき業務に対し直接関連すること、いわゆる「業務との直接関連性」を必要とする「2 要件説」と、「業務との直接関連性」は不要であり、その支出の基因となった行為に「業務遂行上の必要性」のみが存在すれば良しとする「1 要件説」とが対立してきた。

これら 2 つの説の対立は、所得税法第 37 条第 1 項の解釈の相違に基因する。租税法の解釈においては文理解釈が目的論的解釈に優先するとされるが、そのゆえんは、租税法律主義の機能である法的安定性と予測可能性を確保するためである。このためには、第一に条文中の文言の意義を明確にする必要があると考える。

しかしながら、学説における「期間対応の必要経費」の要件である「業務との直接関連性」及び「業務遂行上の必要性」であるが、この「業務」についての研究は少なく、また、所得税法は、その他の規定において「業務」の文言を用いているものの、その意義を定めていない。この「業務」の意義を明確にすることなしに、「期間対応の必要経費」の要件を明らかにすることはできないとする立場を、本論文は採る。

さらに、「期間対応の必要経費」の規定においては、「費用」の文言も使用されている。文理解釈を解釈の基礎とする場合、この文言の意義も明らかにする必要があるが、「費用」は会計学の概念であるので、この会計学上の概念を採用しうるか否かは、所得税法と会計学上の関係を考慮して検討する必要があるとの立場で検討がなされている。

第1章では、所得税法における「所得」の概念について検討している。つまり、現行の所得税法は包括的所得概念を採用しているとされるが、その基礎を築いたシャンツ、ヘイグ、サイモンズの所得の定義を再検討することで、本論文の必要経費論の研究の出発点としている。

シャンツおよびヘイグは、「消費」を所得算定の構成要素としていないが、これは、両者が新たな財産権（経済力）が発生する活動、すなわち「消費」活動以外の活動のみを認識する立場から所得を定義しているためであると考えられた。

これに対してサイモンズは、所得を、「消費」と財産権の価額の「変化（change）」との和として定義している。これは、消費活動と新たな財産権が発生する活動の双方より生じた、個人の所有する全ての財産権の価額の「変化」に基づいて所得を算定することを意味する。3者との所得概念の検討の結果、所得の定義式は異なるものの、その概念は一致しているとする。

第2章では、所得税法における所得概念が、包括的所得概念に基づくものであるか否かについて検討がなされている。通説では、所得税法は包括的所得概念を採用しているとされるが、包括的所得概念からの乖離を示す規定も同法に存在するとの指摘もあることから、再検討がなされている。

サイモンズの所得定義において、所得の構成要素は「消費」、「実現した財産権の変動」、「未実現の財産権の変動」の3つに分解できたが、所得税法が規定する「所得の金額」の算定においても、これらを算入する規定が存在することを明らかにすることで、所得税法における「所得」は包括的所得概念に基づくものであるとする。

ただし、所得税法は未実現の所得については限定的に課税の対象としているし、実現した所得のうち、一部の所得については課税の対象外としているので、所得税の課税の対象となる「所得の金額」は、包括的所得概念に基づいて算定される「所得の金額」よりも小さくなる。さらに、所得税法は所得区分を設定していることから、課税対象となる「所得の金額」は、各種の「所得の金額」の和となるとの論調となっている。

第3章では、「所得」および「必要経費」に係る規定について、所得税法改正の沿革を概観している。所得税法は昭和40年に全文改正され、現行の形式となっているが、「期間対応の必要経費」もこの全文改正において規定されている。一方で、所得概念については、昭和22年税制改正およびシャウプ勧告に基づく昭和25年の税制改正において採用された。

課税物件に係る規定の変遷については、昭和15年所得税法では、「左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス」と規定し、続けて各種の所得を定義していた。これに対し昭和22年の改正では、「所得の全部」に対し所得税を課すと規定されており、これは、課税物件が、昭和15年所得税法では、区分された個々の所得であったことに対し、昭和22年所得税法では、区分された所

得の「全部」、すなわち合計であることを示すとの見解を示す。

この点は、現行所得税法でも、第7条第1項第1号において、非永住者以外の居住者については「全ての所得」について所得税を課すと規定しているところから、課税物件は、昭和22年の規定と同様に、区分された所得の合計であると結論している。

一方、所得（もしくは所得金額）の算定における控除項目である必要経費の沿革をみると、明治32年の改正以後は、「必要ノ経費」（もしくは「必要な経費」）を控除することと規定し、具体的な控除項目となる支出の例が示されているが、これは、現行所得税法が制定された昭和40年の全文改正まで変化がないとする。

ただし、ここで特出すべき点は、例示項目のほかに控除項目になるものとして、「其ノ収入ヲ得ルニ必要ナル経費（モノ）」（もしくは「その他の経費で当該総収入金額を得るために必要なもの」）を規定している点であるとする。この規定により、現行所得税法以前の所得税法で「必要ノ経費」（「必要な経費」）の該当性を明らかにするには、「必要ナル経費」の解釈を行うことが必要であると主張する。

したがって、現行所得税法では、必要経費の規定に「必要」や「経費」の文言を含まないので、「必要経費」の要件を不明確にしている原因となっており、「必要経費」自体の意義が重視されない点として掲げている。

第4章では、所得税法第37条第1項の必要経費について定めた規定に基づいて、その計算構造および必要経費概念の基礎的検討を行っている。

通説における必要経費の意義は、「所得を得るために必要な支出」であるとされる。しかし、この意義に基づけば、「必要経費」は、いずれの所得区分においても存在し得ることとなり、その証に、給与所得についても必要経費を観念しうるとした裁判例（最高裁昭和60年3月27日判決）も存在するという。すなわち、現状では、「所得を得るために必要な支出」を意味する「広義の必要経費」と、事業所得等に対してのみ適用される「狭義の必要経費」の二つが存することとなるという。

「期間対応の必要経費」の規定では、企業会計において独自の意義を有する「販売費」、「一般管理費」が例示されており、さらに「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」として規定されている。「販売費」、「一般管理費」のいずれも「費用」に該当するものである。さらに「個別対応の必要経費」においても、「費用」の文言が用いられている。したがって、事業所得等について適用される必要経費は、「ある便益を得るための価値犠牲」であるとされる会計学上の「費用」概念を基礎とするとの考えに至っている。

また、会計学においては「費用」と区別される「損失」が、所得税法では必要経費の「別段の定め」として規定されることも、同法第37条第1項における規定が、会計学における「費用」を念頭に置いていることを示唆するという。

第5章では、会計学における「収益」および「費用」の概念が、所得税法に適用されうるのかの検討と、会計学上の「収益」、「費用」概念および同法第37条第1項の規定に基づいた「必要経費」の意義についての検討がなされている。

「所得の金額」の算定において、会計学上における「費用」概念が適用されるには、これを適用した場合に、課税標準が課税物件を金銭価値として正確に表していることが必要であるとするのが、本論文の大前提である。そうすると、会計学においては「費用」に対応する概念として「収益」が存在し、「費用」は「収益」と対応してその計上時期が定められること（費用収益対応の原則）、一方、所得税法においては、事業所得等の「所得の金額」が、「総収入金額」から「必要経費」を控除することと規定されており、ここでは、「収益」の文言は用いられていないことからして、金銭価値として正確に計算しうるのかが問題となるという。

そこで、所得税法をみてみると、「総収入金額」は、「その年において収入すべき金額」として規定（法36①）されているが、この「収入すべき金額」は、発生主義を原則とする「権利の確定」したものが計上される。一方、会計学における利益は「収益」から「費用」を控除して算出されるが、この「収益」も同様に、発生主義を原則とする「収入」に基づくが、「実現」したものが利益の計算上計上される。

これらを比較検討すると、所得税法において、「収益」の文言は使用されていないものの、「収入金額」と「収益」は基本的に同じ概念であると考えられるので、金銭価値として正確に表示しうると判断している。ただし、所得税法における「権利の確定」と会計学上の「実現」は異なるため、人為的に区切られた期間において、両者は異なる金額を示す場合があるとも指摘している。

会計学における利益の計算では、費用収益対応の原則により、人為的に区切られた期間の損益を適正に計算するが、所得税法においても、「所得の金額」は、人為的に区切られた期間において算定される。その際の「所得の金額」は、個人の有する財産権の価額の変化をもたらすので、包括的所得概念に基づき、人為的に区切られた期間における財産権の価額の変化を適正に算出する必要がある。これは、企業会計において「費用」が「収益」と対応することと同様の原則であるということを、サイモンズの定義を用いて証明している。

すなわち、所得税法第37条に規定される「必要経費」とは、「収入すべき金額」と対応するもの、換言すれば、「収入すべき金額」に変化した元入れ、すなわち投下資本を意味する。そうすると、必要経費は、「ある便益を得るために価値犠牲」である会計学上の「費用」と同じ機能を有しており、費用の概念は所得税法に適用され得る。したがって、必要経費該当性の判断は、会計学における「費用」の概念に基づいて行われる必要があるとの主張となっている。

第6章では、必要経費に係る「別段の定め」を概観したのち、「期間対応の必要経費」の

要件について争いのある二つの学説（2要件説と1要件説）について、それぞれの根拠を検討している。

所得税法は、必要経費における「別段の定め」として、「家事上の経費及びこれに関連する経費（以下、「家事費」という。）」の必要経費不算入（法45①一）や、資産損失の必要経費算入（法51条）等を規定している。同法第37条第1項に規定される必要経費が、「費用」すなわち投下資本であることに照らせば、資産損失は必要経費とは異なり、「別段の定め」とされるゆえんは、ここにあるとする。

なお、会計学上の「費用」である必要経費の基本的概念（「ある便益を得るためにの価値犠牲」に基づいて考えること）に拘泥すれば、包括的所得概念における「消費」と所得獲得活動との境界が不明確になり、課税標準が課税物件を金銭価値として正確に表さなくなる可能性を指摘する。

さて、学説・通説における必要経費の要件は、「業務との直接関連性」または「業務遂行上の必要性」を必要とする2要件説、もしくは「業務遂行上の必要性」のみを必要とする1要件説であるが、これらは、「消費」が「必要経費」に混入することを抑制するために「業務」という文言を用いて要件を提示しているという。

2要件説と1要件説の異同は、必要経費の要件において考慮する所得税法の規定の範囲が異なるためであるとする立場を探る。2要件説では、法第37条第1項のみではなく、同条の別段の定めである第45条第1項（家事関連費等の必要経費不算入等）と併せて読むとともに、所得税法が所得分類制度を採用していることを考慮して、家事費排除の要請や、正確な課税所得の算出のためには、「業務遂行上の必要性」のみでは不十分であり、「業務との直接関連性」も必要であるから2要件となる。また、これは、包括的所得概念における「消費」が「期間対応の必要経費」に混入することの排除を考慮したものであるとも主張する。

これに対し、1要件説では、主として法第37条第1項の文理解釈により「業務との直接関連性」が要件となることを否定している。

ただし、2要件説、1要件説のいずれにおいても、「必要性」や「直接関連性」の対象である「業務」の意義を明らかとしておらず、所得税法においても「業務」は定義されていないとして、法の不備（課税要件明確主義に反する）を指摘する。

第7章では、「業務」の概念を検討した。所得税法において、「業務」の文言は「事業所得等（山林所得を含む）を生ずる業務」のように、事業所得等と関連付けて規定されており、事業所得等以外の所得区分について、「業務」の文言を用いた規定は存在しない。すなわち、所得税法は「業務」を、事業所得等を生ずる活動であると観念しているとしてよいとする。

これに対して、一時所得については、その発生の基因を「行為」としているが、雑所得の基因は「業務」であり、一時所得とは異なる。そこで、一時所得と雑所得の要件の違いから、

本論文は、「業務」概念を検討している。

一時所得と雑所得との相違点について、所得源泉性の有無や「対価性」、「継続性」の有無が指摘される。さらに雑所得は、昭和 25 年の所得税法一部改正において、従来「事業等所得」とされていた所得区分がその名称を変えたものである。これらを考慮すると、雑所得は事業所得と同様に、「対価性」、「営利性」のある行為に基因すると考えられる。

そうすると、雑所得を含む事業所得等の基因である「業務」とは「営利を目的とする（対価性のある）継続的行為」であり、一時所得は「対価性」、「継続性」のない「行為」によって生じた所得であるとの結論に至っている。

第 8 章では、所得税法における「家事」の意義を検討することで、再度、「業務」の定義付けを行い、その上で、これまでの検討結果を踏まえて、法第 37 条第 1 項に規定する「期間対応の必要経費」の要件を検討し、本論文の結論を導き出している。

「家事費（家事上の経費及びこれに関連する経費）」は、必要経費に算入されないと規定され、この根拠として、通説は、「家事」が「消費」であることを指摘するとともに、家事費の必要経費不算入の規定を確認規定であるとする説もあることに理解を示しつつも、本論文では、独自の主張となって現れる。

つまり、「家事」が、営利を目的として継続的に行われ、事業所得等の獲得を目的としたものであった場合、「業務」との区別は困難となる。したがって、事業所得等に限らず、「家事」を基因として所得が発生した場合、「家事」は、新たな財産権を生じさせることとなり、生じさせない財産権の行使である「消費」とは異なったものとなるという。それは何か。

本論文では、「業務」とは「営利を目的とする継続的行為」であるとしている。換言すれば、自然人は、営利を目的とする意思に基づいて、「業務」を行うと考えられる。これに対して「家事」は、営利を目的としなくとも行うことを考えると、「家事」と「業務」の境界に、「営利を目的とする（ある便益を得る）」ことを見出すことができるという。すなわち、「営利を目的とする」を基因とする支出は、「業務」について生じた支出であり、反対に、営利を目的と関係なく行う、あるいは行わざるを得ない行為は「家事」であり、それに伴う支出は「家事費」であると考えられる。かかる家事費の支出によって生じた財産権の増加は、明言してはいないが、一時所得に該当すると捉えているようである。

続けて、この点の主張の補強として、法第 45 条第 3 項が、一時所得の「所得の金額」の算定において「家事費」を控除しうることを規定している事を取り上げて、これは、「家事」を基因とする支出であっても、それが「収入金額」と対応しうることを想定していると述べている。

先に、家事費の必要経費不算入の規定を確認規定であるとするのが、通説であるとしたが、必要経費該当性の判断を、会計学における「費用」の概念に基づいて行うと、この「費用」

の範囲に「家事」に伴う支出が混入し得るので、本規定は、これを抑制するための創設規定であると主張する。

第9章では、これまでの検討結果をもとに、弁護士会会費事件（東京地裁平成23年8月9日判決、東京高裁平成24年9月19日判決、最高裁第二小法廷平成26年1月17日決定）、および外れ馬券の必要経費該当性が争われた事件（大阪地裁平成25年5月23日判決、大阪高裁平成26年5月9日判決、最高裁第三小法廷平成27年3月10日判決）について検討している。

弁護士会会費事件では、第2審で「業務遂行上の必要性」が強調され、最高裁も第2審の判断を是認したが、第1審、第2審を通して、弁護士会等の活動は弁護士としての「業務」に該当せず、それに伴う支出に「業務との直接関連性」は存在しないと判断した。これに対して、第2審では、弁護士会等の活動が、会員である弁護士の義務的な経済的負担によって成り立っていることを根拠に、必要経費に該当すると判示した。この2審の判断は、弁護士会等の活動が「ある便益を得るため」ではないことを意味し、それに伴う支出は「費用」に該当せず、したがって、義務的な経済的負担を根拠に必要経費に該当するとした第2審の判断は妥当ではないと批判している。

次に、外れ馬券の必要経費該当性が争われた裁判例については、被告人（納税者）が回収率に着目した網羅的な購入を行い、さらに過去の実績に基づいて予測方法を改変している点に着目して、かかる行為は、「業務」の概念である「営利を目的とする継続的行為」に該当すると考えられるので、「業務」に基因する所得であり（明言はないが、雑所得と思われる）、一時所得には該当しないとの結論を出している。

また、被告人は、過去の実績に伴い予測方法の改変を行いつつ、馬券購入を継続的に行っていたとすれば、あるレースの外れ馬券は、その時点の収益にのみ影響を及ぼすものではなく、結果として、一定の期間における収入と対応することから、外れ馬券の購入による支出は「期間対応の必要経費」に該当すると主張する。

本件において、外れ馬券は「損失」であり「費用」ではないとする最高裁裁判官の意見があるが、本件の馬券購入行為は網羅的な購入であることから、外れ馬券の購入は、払戻しによる収入を得るための価値犠牲であると考えられるので、馬券の購入による支出は「費用」であり「損失」ではないと行為の一体性を重視する考え方を示している。

（論文の評価）

本論文の評価として、第一に挙げなければならない点は、所得税法は、必要経費の規定に限らず、「業務」の文言が用いられているが、その意味するところを定めていない。この「業務」の意味を明確にすることで、「期間対応の必要経費」の要件を明らかにしたことである。

論究の結果として、法第 37 条第 1 項に規定する「期間対応の必要経費」の要件として、次の 3 点を導出している。

- ① その支出が「営利を目的とする継続的行為」である「業務」によるものであること。
- ② その支出もしくは支出の原因となった行為が、会計学上の「費用」の意義である「ある便益を得るための価値犠牲」に該当すること。
- ③ その支出が事業所得等の「収入すべき金額」と対応すること。

簡単に表現すると、その支出は、「業務」（営利を目的とする継続的行為）に基づいた支出であり、同時に、便益を得るための犠牲価値である会計学上の費用に該当しなければならない。したがって、費用収益対応の原則による「収益」とほぼ同義の「収入すべき金額」と期間対応する支出が、「期間対応の必要経費」ということになる。

第二に、学説・通説における必要経費の要件は、「業務との直接関連性」または「業務遂行上の必要性」を必要とする 2 要件説もしくは 1 要件説であるが、これらは、「消費」が「必要経費」に混入することを抑制するために「業務」という文言を用いて要件を提示しているとして、「業務」の概念を検討して「業務」の意義を明らかにした点を挙げることができる。その際に、一時所得と雑所得の有する対価性（継続性）や営利性という観点から、それらの相違に着目して「業務」の意義を検討しているが、まさに先行研究には見られない独自性をもった研究と評価できる。

以上のように、本論文は、先行研究の適切な検討と課題設定が適切に行われており、分析の切り口も明快で、論理展開も一貫している。これまでの所得税法における必要経費論では論じられることのなかった視点での研究であり、オリジナリティがあり、当該専門分野への学術的貢献も期待でき、その成果は高く評価できる。

よって、博士の学位を与えるに値すると判定する。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	末永 英男
副査	熊本学園大学教授	池上 恭子
副査	熊本学園大学教授	波積 真理
副査	熊本学園大学教授	成宮 哲也

氏名（本籍）	大塚 浮子（熊本県）	
学位の種類	博士（社会福祉学）	
学位記番号	博（甲）社会福祉 第27号	
学位授与の日付	令和4年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論の構築 ～パワー交互作用モデルと子どもアドボカシー研究の統合を目指して～	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	堀 正嗣
	(副査) 熊本学園大学教授	宮北 隆志
	(副査) 熊本学園大学教授	伊藤 良高
	(副査) 元熊本学園大学教授	豊田 謙二

内容の要旨

第1節本研究の構成

本論文全体を三部構成にした。第Ⅰ部は「スクールソーシャルワークの現状と課題」（第1章～第3章）、第Ⅱ部は、「子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論の構築」（第4章～第7章）、第Ⅲ部は、「子どもを主体としたスクールソーシャルワークの実践」（第8章から第11章）とした。

序章では、今日、子どもが抱える問題の背景には、貧困、虐待等、子どもの権利侵害が指摘されている。2008年度から導入された「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、子どもの権利侵害の根本的解決に至っていない。その背景には、子どもの権利を基盤としたスクールソーシャルワークの理論と実践が確立していないという問題がある。その結果、子どもの参加権（意見表明権）を保障する取り組みが学校や福祉施設において保障されていない。そこで、子どもの権利侵害の問題を解決することを目的として、「子どもの権利を基盤」とした「子どもを主体としたスクールソーシャルワークの理論」の構築を行い、その有効性について実証研究を行うことを本研究の目的とした。

第1章では、1872年「学制」の制定を出発点とし、「スクールソーシャルワーカー活用事業」として制度化される経過に至る歴史的展開を整理した。1872年「学制の制定」～1923年までを「起源」、1923年「関東大震災時の東大セツルメント活動」から1945年を「萌芽期」、1945年「終

戦」から 1970 年まで「黎明期」,1970 年「高度経済成長」から 1980 年を「停滞期」,1980 年「いじめ問題の深刻化」から 2000 年までを「胎動期」,2000 年「スクールソーシャルワーカーが自治体毎に採用され始めた時期」～2021 年「草創期」とし,6 区分した.

第2章では,子どもの権利条約の一般原則である「子どもの意見表明権」「子どもの最善の利益」がスクールソーシャルワークの価値基盤であることを確認した.またスクールソーシャルワークを巡る今日的課題として,「子どもの愛着の課題」及びその背景にある「保護者の生活課題の深刻化」を指摘し,学校が構造的な課題を抱えているため状況に対応できていないことを指摘した.このことを踏まえて,「子どもの最善の利益」の観点に立って,スクールソーシャルワーカーを含めた学校の協働関係を構築する必要性を提起した.

第3章では,スクールソーシャルワークの今日的課題は,子ども,学校,関係機関,保護者, スクールソーシャルワーカー間において「スクールソーシャルワークの価値共有」がなされていないことが挙げられる.子ども・学校を取り巻く状況は,いじめ問題,子どもの愛着形成の課題,保護者の課題,学校の構造的な課題が深刻化し,また,「チームとしての学校」においてその役割が見出せないこと,系統だったシステムになっていないこと,スクールソーシャルワークの理論体系と実践をつなぐ組織だったシステムを再構築する必要性が指摘されている.スクールソーシャルワーカー養成においても実践理論がおとなを中心とした問題解決の理論である.今日,子どもの課題を解決するためには,「子どもの権利」「意見表明権」を保障し,子どもが権利主体として意見を述べ,自己決定していく仕組みや,システムが必要であり,「子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論の構築」が急務となる.

第4章では,スクールソーシャルワーク理論の到達点と課題について検討し,ミクロ,メゾ,マクロの各レベルでの現行のスクールソーシャルワークの援助方法が「子ども主体」となっているかの検証を行った.さらに,エコロジカルモデル,エンパワメントの導入,ストレングスの視点について分析を行った.また,先行研究として,山下,住友らを検討し,援助方法の到達点について検討した.その結果,子どもを権利行使主体ととらえる子ども観を踏まえた理論構築がなされていないことが明らかになった.

第5章では,門田が考案した「パワー交互作用モデル」に着目し,その意義と課題について考察した.パワー交互作用モデルの背景・理論的基盤と概念形成・介入方法と独自性を整理した.それを踏まえて権力関係に焦点をあてて子どものパワーの増強を援助の基盤に据えた点にこのモデルの意義があること,一方で子どもを権利行使主体ととらえる子ども観が深化していない点を課題であることを指摘した.

第6章では,子どもアドボカシー研究の意義について,セルフアドボカシー,障害者運動の視点,保護者や専門職のパターナリズム,アドボカシーとエンパワメントの関係について明らか

にした。その上で、子どもも主導・独立性等の子どもアドボカシーの原則に依拠することが、子どもも主体のスクールソーシャルワークを展開する上で有効であることを論じた。

第7章では、「パワー交互作用モデル」に「子どもアドボカシー理論」を導入することにより、ミクロ、メゾ、マクロレベルでの、子どもを主体とした権利基盤アプローチに立つ「子ども主体のスクールソーシャルワークの理論」構築を行った。

「子どもを主体とするスクールソーシャルワーク」実践のために、以下の4点を新たな援助方法として開発した。まず①権利カウンセリングである。スクールソーシャルワーカーは、ミクロレベルにおいて、子どもの権利をベースとして、子どもの声を傾聴する役割である。子ども権利カウンセリングの際に、必要に応じて、「子どもの権利」を当事者である子どもに伝えることが重要である。子どもが話した内容は、原則として守秘するが、保護者の意見と利害が対立する場合が想定されるため、子どもの意見表明やセルフアドボカシーを促進し、見守りやフォローは「チームとしての学校」で対応することが求められる。

援助方法の開発②は、権利アセスメントである。子どもの権利をベースとしたアセスメントシートを開発した。シートを使用することにより、スクールソーシャルワーカーの交代が生じた場合でも、子どもの権利がもれなく把握され、子どもの権利が担保されることを目指した。さらに学校や関係機関と「子どもの権利」を価値基盤として情報共有し、また、子どもを理解する上で共通の視点を共有、理解が可能になる。

援助方法の開発③は、権利基盤援助活動の展開である。ミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルにおいて、子ども、家庭、チームとしての学校（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを含む）、マクロレベルにおいて、自治体の要保護児童及びDV対策地域協議会との連携が子どもの権利基盤としてお壊れが必要であることを示した。

援助方法の開発④は、アドボカシーとエンパワメントが一体であることから、子どもアドボカシーの効果を評価するために「エンパワメント評価表」を作成したことである。このことにより当事者である子ども、保護者、学校と価値を共有し、アドボカシーの効果を確認、共有することを可能にした。

第8章において、子ども主体のスクールソーシャルワーク理論に基づく事例分析において、ネガティブな子どもの発言が聴かれた3例について、ケースの概要と支援経過を分析した。

特別支援学級に在籍し分離されることを経験した子どもたちであった。学校生活において、失敗すると無力感から立ち直れない、威圧的な教員への怒りを他に転嫁する、自己決定の場面において意志を通せないなどの姿が見られた。また学級を選択するにあたり、保護者の意向が優先されて、子どもの意見が全く聴かれてなかった。抑圧的な状況の中で分離教育を経験した子どもたちの声はガラスの心で、特別支援学級の経験を否定的に語った。通常学級で過ごして

いる現在,特別支援学級の経験が,スティグマの経験となり,心に重く残存し影響をもたらし,無気力になっていた.子どもを主体としたスクールソーシャルワークの実践により,子どもたちのエンパワメントを支援することができた.

第9章では,不登校の生徒の課題解決を行った.母親へAの気持ち「夜は母親にいて欲しい」と代弁した.その結果,母親が地元で働くと決意して,粗大ゴミやペットの多頭飼育の問題を解決し,町内のアパートへ引っ越した.それにより生活基盤が安定した.翌年,熊本地震が起きて,被災したが,これまでの課題を解決していたので,落ち着いて避難生活を順調に送ることができた.スクールソーシャルワークの活動は予防的な意味を持っている.学校へ登校する日数も増え,進路も決定し卒業式にも参加できた.現在は医療職をめざしている.

第10章では,震災後,避難所生活での虐待や保護者のトラブルに振り回されていたケースを「子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論」に基づいて支援を行った.被災後,Aはショートステイを望んでいたが,母親の意思で却下になった.また避難所でのトラブルや仮設住宅で部外者を宿泊させたり,奔放な母親に振り回された.Aはスクールソーシャルワーカーとの面接の中で,子どもの権利について学び,守られる権利があると知り,その後,自分の意思を強く持っていた.母親の無免許運転や浮気が発覚し,母親は兄と弟を連れて家を出た.翌朝,Aは登校して養護教諭へ気持ちを打ち明け,姉の意向も確認し,学校から児童相談所へ通告し一時保護となった.

学校や自治体で子どもの意見を後押しするシステムや,意見表明権を担保する仕組みができていれば,早期解決が可能なケースであった.

第11章において,「子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論」を実践した結果,様々なスクールソーシャルワーカーとしてのジレンマがあった.①実践事例から見るジレンマ,②専門職のパターナリズムのジレンマ,③保護者のパターナリズムのジレンマ,④ロイアリティのジレンマ,⑤当事者の自己決定におけるジレンマ,⑥ソーシャルアクションをめぐるジレンマが上がった.第7節では,こうしたジレンマの解決に向けての「子ども主体のスクールソーシャルワークの展望」として,チーム学校における(1)子どもの権利を基盤とした価値共有・意見統一の必要性,(2)他の専門職との連携と協働,(3)子どもを主体としたチームとしての学校の形成の3つを論じた.

第2節 本研究の成果と課題

(1)子ども主体のスクールソーシャルワーク理論の構築

「パワー交換モデル」の権威・権力の抑圧的な構造において,「子どもアドボカシー理論」を導入することにより,ミクロ,メゾ,マクロレベルにおいて,子どもを主体とした権利基盤ア

プローチに立つ「子ども主体のスクールソーシャルワークの理論」構築を行った。

門田のパワー交互作用モデルにより,子どもがおかかれている抑圧的な状況をアセスメントし,堀の「子どもアドボカシー」によって,スクールソーシャルワーカーがアドボケイトの役割を果たす。支援計画を作成して,子どものアイデンティティ形成を支援する取り組みと並行して,子どもの環境である家庭が抱える問題を解決する仕組みである。

「子どもを主体とするスクールソーシャルワーク」実践のために,以下の4点を新たな援助方法として開発した。まず①権利カウンセリングである。スクールソーシャルワーカーは,ミクロレベルにおいて,子どもの権利をベースとして,子どもの声を傾聴する役割である。子ども権利カウンセリングの際に,必要に応じて,「子どもの権利」を当事者である子どもに伝えることが重要である。子どもが話した内容は,原則として守秘するが,保護者の意見と利害が対立する場合が想定されるため,子どもの意見表明やセルフアドボカシーを促進し,見守りやフォローは「チームとしての学校」で対応することが求められる。

援助方法の開発②は,権利アセスメントである。子どもの権利をベースとしたアセスメントシートを開発した。シートを使用することにより,スクールソーシャルワーカーの交代が生じた場合でも,子どもの権利がもれなく把握され,子どもの権利が担保されることを目指した。さらに学校や関係機関と「子どもの権利」を価値基盤として情報共有し,また,子どもを理解する上で共通の視点を共有,理解が可能になる。

援助方法の開発③は,権利基盤援助活動の展開である。子どもの権利を共通基盤として,ミクロレベル,メゾレベル,マクロレベルにおいて,子ども-家庭,家庭-学校を包摂するチームとしての学校(スクールソーシャルワーカー,スクールカウンセラーを含む)と,マクロレベルにおいて,自治体の要保護児童及びDV対策地域協議会との連携が,重要であることを示した。

援助方法の開発④は,アドボカシーとエンパワメントが一体であることから,子どもアドボカシーの効果を評価するために「エンパワメント評価表」を作成したことである。このことにより当事者である子ども,保護者,学校と価値を共有し,アドボカシーの効果を確認,共有することを可能にした。

「チームとしての学校」において,スクールソーシャルワークの価値である「人権と社会正義」を共有し,子どもの意見表明の機会を担保する仕組みを学校組織の中に作ることが今後の目的である。

(2)子ども主体のスクールソーシャルワーク理論の事例検証

本研究の成果について,事例検証として報告した第8章の特別支援学級を経験した子どもの言葉,ステイグマの経験の影響からも明らかで,分離教育が被差別意識を形成していることが明らかとなった。この特別支援教育への進級は,3事例とも子どもが選択し決定したこと

はなく,専門家の助言により,保護者が特別支援教育を選択した結果であった.つまり,子どもの決定権が認められず,インクルーシブ教育の環境になっていない日本の学校教育制度が課題として挙げられる.つまり,マクロレベルでの法整備や法解釈において,子どもの意見が反映されていない現状がある.こうした中で,子どもを主体としたスクールソーシャルワークを実践することにより,子どものエンパワメントを支援することができた.

第9章において,熊本地震前と後に担当したケースで,子どもを主体としたスクールソーシャルワークを展開した結果,子どもも母親も前向きに新しい生活へと展開していった.ペットの多糖飼育をやめて,新しい生活へと進んで行った結果,次の年に地元地震が起こって,被災したもの,2次的な災害には至らず,子どもだけで過ごすリスクもなく,安心安全な被災生活を送ることができたのである.スクールソーシャルワークの適切な活動は,「子どもの最善の利益」が担保され,子どものリスクを軽減し,2次災害を防ぐなど,予防的な効果を見出すことができた.第10章のケースは,熊本地震の時に避難所や仮設住宅で,次々に事件を起こしていく母親の下で,「子どもの権利」を学習することで,自分たちの意見を言うことができ,トラブルを回避することができる様になった.子どもの声を尊重して,「子どもの最善の利益」をもたらすことができた.最終的には,母親の養育能力の問題で,児童相談所に引き継ぐことができた.

第3節 今後の課題

第1に子ども主体のソーシャルワークのフォローアップ方法の研究が求められる.つまり教職員やスクールソーシャルワーカーが異動になった後,子どもを主体として翌年の引き継ぎをどの様に行うのかが課題となる.さらに,長期にわたって継続した支援を行い,このシステムが子どもたちの成長に有効に寄与することの検証が必要である.

第2は,チーム学校における子どもの権利の共有方法を明らかにすることである.子ども自身が「子どもの権利」を知らされていないため,権利についての教育が不可欠である.またその前提としてチーム学校を構成する教職員・スクールカウンセラーが子どもの権利について理解し価値を共有することが求められている.スクールソーシャルワーカーがファシリテーターとなってどのように啓発と共有を行うことができるのかが今後の課題である.

第3は,システムアドボカシー実践方法の検討である.例えば,不登校状況が続く場合は,学ぶ権利を保障するために,当該自治体に小中学校が一校しかなかったときに転校して環境を変え,別の義務教育学校での教育を受ける権利を保障されなければならない.つまり,環境を変えて学ぶ権利を保障することを法的にも担保することが求められている.法律・条例等の改正や制定により,義務教育を終えるまで小中学校で学ぶ権利を保障する制度改革が必要な場合,どのように働きかけるのか,具体的にはスクールソーシャルワーカーや在籍校から当該教育

委員会や文部科学省等に働きかけ、制度改善を求めるシステムをどのように構築するのかが課題である。

第4は、「スクールソーシャルワーカー活用事業の改革」が必要である。全てのスクールソーシャルワーカーが子ども主体のスクールソーシャルを熟知し、ソーシャルワークの「価値」としての子ども権利を理解することが求められる。現行制度では、子どもの権利擁護やアドボカシーは必ずしも行わなければならないとはされておらず、曖昧な状況が続いているからである。子どもの権利を基盤とした、「スクールソーシャルワーカー活用事業の改革」の方策を明らかにすることも今後の課題である。

注

- 1) 厚生労働省(2006)『自殺対策基本法』(平成18年法律第85号)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000527996.pdf>.2021.7.13).
- 2) 厚生労働省(2008)自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h190608.html.2021.6.14).
- 3) 文部科学省(2008)「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議(第1回)児童生徒の自殺予防に関する調査研究について(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/choushoutou/046/giyou/08032512.htm.2021.6.14).
- 4) 文部科学省(2007.3)資料3子どもの自殺予防のための取組に向けて(第1次報告(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/choushoutou/046/shiryo/attach/1376318.htm.2021.6.14).
- 5) 文部科学省(2008)児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 > 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議(第1回)「配付資料:資料6文部科学省における自殺対策に資する主な施策について(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/choushoutou/046/shiryo/attach/1376322.htm.2021.7.7).
- 6) 文部科学省(2008)児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 > 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議(第1回)「配付資料:資料6文部科学省における自殺対策に資する主な施策について > スクールソーシャルワーカー活用事業(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/choushoutou/046/shiryo/attach/1376322.htm.2021.7.7).
- 7) 日本ユニセフホームページ (https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html. 2021.06.23).

- 8)日本ユニセフホームページ(https://www.unicef.or.jp/children/bout_rig.06.23).
- 9)文部科学省ホームページ(<https://www.mext.go.jp/2021.9.23>).

文献

- 上田千秋(1965)「学校社会事業研究序説」佛教大學研究紀要(48),197-204.
- 内田宏明(2004)「長野県におけるスクールソーシャルワーク導入の検討」『長野大学紀要』26(3), 1-19.
- 内田宏明(2005)「権利基盤型アプローチとしてのスクールソーシャルワークの構築」『特集現代に生かす“教育と福祉の権利”研究』(7),44-51.
- 内田宏明(2005 b)「児童相談所の業務分析からスクールソーシャルワークの必要性を探る」『長野大学紀要』26(4),343-359.
- 内田宏明(2012)「第4章第2節 1980年代からのスクールソーシャルワーク」山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲・ほか編『新スクールソーシャルワーク論—子どもを中心とした理論と実践—』学苑社,65-74.
- 内田宏明(2014)「スクールソーシャルワーク領域—特集 条約20年の成果と課題」『刊教育法』183,66-70.
- 内田光範(2013)「スクールソーシャルワークに求められる専門性に関する一考察」『社会福祉学部紀要』(山口県立大学)3, 1-10.
- 内田良(2001)『児童虐待と,スティグマー被虐待児童の相互作用過程に関する事例研究—』教育社会学研究第68集,187-206.
- 栄留里美・鳥海直美・堀正嗣他(2021)『アドボカシーってなに?—施設アドボカシーのはじめから』解放出版社.
- 大崎広行(2012)「第1章学校ソーシャルワークの歴史 第2節日本における学校ソーシャルワークの試行的取り組み」『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』日本学校ソーシャルワーク学会編』中央法規,34.
- 大塚美和子(2002)「学級崩壊」に対するスクールソーシャルワーク実践-学校と家庭に対する仲介機能(スキル)に注目して」『研究助成論文集』38,21-30.
- 大塚美和子(2004)「スクールソーシャルワークにおける親と学校間の仲介モデル:「学級崩壊」を経験した親の無力感を中心に」『社会学部紀要』(関西学院大学)97, 107-117.
- 大塚美和子(2005)「スクールソーシャルワーク実践モデルの構築に関する研究--「学級崩壊」を経験した保護者への仲介モデルの検証」『厚生の指標』52(11), 1-6.
- 大塚美和子(2007)「スクールソーシャルワークに必要なスキル-大阪府スクールソーシャルワーク事業における地区活動の取り組みから -特集 わが国におけるスクールソーシャルワ

- ークの構想,その可能性』『スクールソーシャルワーク研究』 1,79-85.
- 大塚美和子(2008)「スクールソーシャルワーク実践理論の開発：学級崩壊を経験した親と学校間の仲介理論」『人間福祉学研究』 1(1),43-53.
- 大塚美和子(2011)「子どもの貧困とスクールソーシャルワーク子どもと家庭への新しい支援システムの必要性・特集 子どもと家庭へのソーシャルワーク」『ソーシャルワーク学会』 21,15-26.
- 大塚美和子・西野緑・峯本耕治(2020)『「チーム学校」を実現するスクールソーシャルワーク－理論と実践をつなぐメゾ・アプローチの展開』 明石書店,12-13.
- 大平光代(2003)『だから、あなたも生きぬいて』 講談社文庫.
- 岡本重夫(1963)『社会福祉学(第2)』 柴田書店,156.
- 岡本民夫・平塚良子(2010)『新しいソーシャルワークの展開』 ミネルヴァ書房.
- 奥村賢一(2009)「スクールソーシャルワーク実践におけるアセスメント技法に関する一考察-パワー交換作用モデルを基盤にした状況分析」『九州社会福祉学』 5,43-53.
- 奥村賢一(2009 b)「不登校子どもの状況改善に向けた家族支援の有効性に関する一考察-パワー交換作用モデルを基盤にしたスクールソーシャルワーク」『スクールソーシャルワーク研究』 4,2-15.
- 奥村賢一(2011)「事例研究(21)不登校生徒に対する家族支援を中心としたスクールソーシャルワーク実践-放任的虐待が疑われる事例への学校ケースマネジメント」『ソーシャルワーカー研究』 36(4),331-338.
- 奥村賢一(2013)「スクール(学校)ソーシャルワーク実習の実施状況に関する全国実態調査」『スクールソーシャルワーク研究』 8,56-67.
- 北村小夜(1987)『一緒にいいならなぜ分けた』 現代書館.
- 門田光司(1997)「わが国に学校ソーシャルワーカーは必要か?：教頭へのアンケート調査結果より」『社会福祉学』 38(2),67-80.
- 門田光司(1999)「家庭相談員と学校ソーシャルワーカー:半構造的面接調査からの分析」『社会福祉学』 39(2),15-32.
- 門田光司(1999 b)「わが国でのスクールソーシャルワーク機能の必要性について」『社会福祉学』 40(1), 58-76.
- 門田光司(2000)「わが国でのスクールソーシャルワーク機能の必要性について」『社会福祉学』 41(1), 71-85.
- 門田光司(2002)「不登校子どもに対するスクールソーシャルワーク実践の役割機能について」『社会福祉学』 42(2),67-78.

- 門田光司(2002b)「スクールソーシャルワーク実践におけるパワー交互作用モデルについて」『第3回(平成13年度)安田火災記念財団賞受賞者記念講演録』財団法人損保ジャパン記念財団,15-24.
- 門田光司(2002c)『スクールソーシャルワーク入門』中央法規.
- 門田光司(2004)『不登校児の母親へのグループワーク実践』社会福祉学45(2),81-90,2004-11-30
- 門田光司(2004b)「長期欠席子どもの状況の把握と対応をどう進めるか(特集 虐待防止にどう取り組むかー児童虐待防止法の改正と学校の対応課題)」『教職研修』33(4),48-51.
- 門田光司(2006)「わが国における学校ソーシャルワーカーの役割機能に関する調査報告」『社会福祉学』46(3),122-133.
- 門田光司(2007)「学校現場の混乱の背後にある家族問題と支援方法-スクールソーシャルワークの展開可能性-」『社会福祉研究』98,26-32.
- 門田光司(2007b)「個別の教育支援計画」とスクールソーシャルワーク実践について』『スクールソーシャルワーク研究』2,35-45.
- 門田光司(2008)『スクールソーシャルワーク入門』中央法規.
- 門田光司(2009)「全国スクールソーシャルワーカーの取り組み」『指導』39(6),18-21.
- 門田光司(2010)「書評 大塚美和子著『学級崩壊とスクールソーシャルワーク親と教師への調査に基づく実践モデル』」『ソーシャルワーク学会』19,99-102.
- 門田光司(2010b)『スクールソーシャルワーク実践ー国際動向とわが国での展開』ミネルヴァ書房.
- 門田光司・鈴木庸裕(2010c)『スクールソーシャルワーク演習ー実践のための手引きー』ミネルヴァ書房.
- 門田光司(2011)「小・中学校の特別支援教育コーディネーターにおける校内及び校外協働の現状とスクールソーシャルワーカーによる支援の必要性について-福岡県におけるアンケート調査結果より」『スクールソーシャルワーク研究』6,2-14.
- 門田光司(2013)「スクールソーシャルワーク事業の動向資料 スクールソーシャルワーカーに対するスーパービジョン体制の動向調査結果の概要」『スクールソーシャルワーク研究』8,81-84.
- 門田光司・奥村賢一(2014)『スクールソーシャルワーカーのしごと:スクールソーシャルワーク実践ガイド』中央法規.
- 門田光司(2015)「学校現場における子ども支援-スクールソーシャルワークの専門性-」『社会福祉研究 = Socil welfare studies』 122,10-17.

- 許斐有(1999)「カナダ・オンタリオ州における子どもの権利保障」『社会問題研究』48(2),146.
- 許斐有(2001)『子どもの権利と児童福祉法～社会的子育てシステムを考える』信山社.
- 熊谷晋一郎(2021.6)「1-3 当事者運動が見逃したもの一見えにくい障害と公的空間の重要性」『当事者研究—等身大の<わたし>の発見と回復』岩波書店.
- 久野研二(2018)「社会の障害をみつけよう 一人ひとりが主役の障害平等研修」現代書館.
- 久木田純(1998)「エンパワメント人間尊重の新しいパラダイム」『現代のエスプリ』 SHIBUNDO.
- 庄司順一・奥山眞紀子・久保田まり編著(2013)『アタッチメント-子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって』明石書店.
- ジャック・ヤング(2010)『排除型社会』洛北出版.
- 鈴木庸裕(1998)「セルフエンパワメントとしてのボランティア活動—障害者・高齢者福祉ボランティアの体験を中心に—」『福島大学生涯学習教育研究センタ一年報』 3,33-40.
- 鈴木庸裕(2000)「[海外情報]「カナダ・トロントより-人権擁護と教育をつなぐスクールソーシャルワーク」『人間発達文化学類論集』 18,31-48.
- 鈴木庸裕(2002)「スクールソーシャルワークの実践的課題と教師教育プログラム:ソーシャルワークの専門性と現職教育の方法」『福島大学教育学部実践研究紀要』 43,57-64.
- 鈴木庸裕(2002)「私の研究 教育と福祉をつなぐ:学校におけるソーシャルワークの研究から」『福島大学教育学部論集』 73,31-40.
- 鈴木庸裕(2006)「学校・家庭・地域をつなぐスクールソーシャルワークの実践的課題」『子ども家庭福祉学』 5,93-102.
- 鈴木庸裕(2009)「日本におけるスクールソーシャルワーカーの動向」『障害者問題研究』 37(1),74-77.
- 鈴木庸裕(2011)「スクールソーシャルワークがめざす学校づくり」『人間発達文化学類論集』 13,15-24.
- 鈴木庸裕(2011b)「学校支援と家庭支援をつなぐ災害対応スクールソーシャルワーカーの役割」『福島大学東日本大震災総合支援プロジェクト「緊急の調査研究課題」』 17-20.
- 鈴木庸裕(2011c)「災害復興と学校福祉の展開(1):災害対応をめぐるスクールソーシャルワーカーの役割」『福島大学総合教育研究センター紀要』 11,85-92.
- 鈴木庸裕(2012)『「ふくしま」の子どもたちとともに歩むスクールソーシャルワーカー学校・家庭・地域をつなぐ』ミネルヴァ書房.
- 鈴木庸裕(2013)「教育復興とスクールソーシャルワーク:福島からの報告」『人間発 60 達文化学類論集』 17,59-72.

鈴木庸裕(2013b)「災害復興と学校福祉の展開(3):スクールソーシャルワーカーのふり返りをもとに」『福島大学総合教育研究センター紀要』19,49-57.鈴木庸裕・土屋佳子(2013c)「スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業における実践と課題」『福島大学総合教育研究センター紀要』14,15-22.

鈴木庸裕(2013d)「スクールソーシャルワーカー活用事業の動向資料 スクールソーシャルワーカーに対するスーパービジョン体制の動向調査結果の概要」『スクールソーシャルワーク研究』8,81-84.

鈴木庸裕(2013e)『震災復興が問いかける 子どもたちのしあわせ:地域の再生とスクールソーシャルワーク』ミネルヴァ書房.

鈴木庸裕(2013f)「スクールソーシャルワーカーの業務とスーパービジョン:トロント市におけるメンタルヘルス課題への取り組みから」『人間発達文化学類論集』18,31-46.

鈴木庸裕(2013g)「教育復興とスクールソーシャルワーク 福島からの報告」『人間発達文化学類論集』17,59-72.

鈴木庸裕(2014)「震災復興が問いかける子どもたちのしあわせ スクールソーシャルワーカーからの報告 特集3・11」『三年の現実』『人権と部落問題』66(3).

鈴木庸裕(2015)「スクールソーシャルワークのマクロレベルの発展-ノルウェーの教育法における「持続可能な開発のための教育」の視点より」『人間発達文化学類論集』21,15-30.

鈴木庸裕(2015b)「高等学校におけるスクールソーシャルワークの現状と課題」『福島大学総合教育研究センター紀要』19,13-19.

鈴木庸裕(2015c)「災害復興と学校福祉の展開(5)震災後の子どもの健康とソーシャルワークの実践」『福島大学総合教育研究センター紀要』19,91-98.

住友剛(2008)「教育制度論的観点からのスクールソーシャルワーク(スクールソーシャルワーカー)研究の必要性—子ども—138 の人権救済・擁護活動との比較検討をふまえて—」『京都精華大学紀要』35,124-142.

住友剛(2016)「第7章 学校事故・事件とスクールソーシャルワーク—校内で起きる『子どもの人権侵害』ケースをどう捉えるか?—」『子どもに選ばれるためのスクールソーシャルワーク』学苑社,105-120.

寺本喜一(1957)「米国における学校社会事業の展開において」『西京大学学術報告』第2巻第4号.98.

寺本喜一(1961)「ソーシャルケースワークへの本質的接近—ケースワーク,カウンセリング,ガイダンス,心理療法等の混在と相互協力を考える準備工程として—」(<特集> ソーシャル・ケースワーク).『社会福祉学』1巻2号.P20-35.

中根成寿(2002)『「障害を持つ子の親」という視座—家族支援はいかにして成立するか—』
(<http://www.rsvi.com/0w/nn01/.htm>.2019.10.22).

日本スクールソーシャルワーク学会編(2008)『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規.

社団法人日本社会福祉士養成校協会監修・門田光司・富島喜揮・山下英三郎・他著(2012)『スクール[学校]ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房.

半羽利美香(2016)「6 日本のスクールソーシャルワーク②近年のスクールソーシャルワーク」
(山下則子・野田正人・半羽利美香編著(2016)『よくわかるスクールソーシャルワーク第2版』ミネルヴァ書房,p46.

比嘉昌哉(2013)「スクールソーシャルワーカーのアドボカシー遂行プロセス—子ども支援に焦点を当てて」『沖縄国際大学紀要』10(1), 1-18.

藤原辰史(2021)『「子ども」から読む現代史』『子どもの人権・反差別・平和を考えるはらっぱ』
子ども情報研究センター,NO.397,p 2-3.

古川孝順(2009)『社会福祉の拡大と限定』中央法規.

堀正嗣(1998)『障害児教育のパラダイム転換』明石書店.

堀正嗣(2003)『子どもの権利擁護と子育ち支援』明石書店.

堀正嗣,栄留里美(2009)『子どもソーシャルワーカーとアドボカシー実践』明石書店.

堀正嗣編著(2011)『イギリスの子どもアドボカシー—その政策と実践』明石書店.

堀正嗣(社)子ども情報研究センター編著(2013)『子どもアドボカシー実践講座』解放出版.
堀正嗣(2014)「イングランド・ウェールズにおける障害児アドボカシーサービスの現況」『海外事業情研究』42(1),81-101.

堀正嗣(2016)「福祉施設入所児童への外部アドボカシー導入研究—I C S(独立子どもアドボカシーサービス)提供モデルの構築—研究報告書」『平成25年-27年度日本学術振興会科学研究費助成事業 挑戦的萌芽研究 課題番号 25590151』

堀正嗣(2020.10)「子どもアドボケイト養成講座—子どもの声を聴き権利を守るために」明石書店.

椎木 俊秀(2015)「重症心身障害と生命倫理(座長抄録)」『2015 シンポジウム 2:重症心身障害と生命倫理』日重障誌 40(2),196.

三浦文夫(1985)『社会福祉政策研究—社会福祉経営論ノートー』全国社会福祉協議会.

宮内洋(1995)「繋がらない個人のために:ゴフマン『スティグマの社会学』再考」,北海道大學教育學部紀要(65),233-244pp.

三好正彦(2009)「特別支援教育とインクルーシブ教育の接点の探求—日本におけるインクルーシブ教育の定着の可能性」『京都大学人間・環境学=Human and Environment Studies.』18.27-37.

森田ゆり(2005)『エンパワメントと人権—こころの力のみなもとへー』解放出版社.

森田ゆり(2013)「エンパワメントと子どもの人権」『第2章理念と視点 連続公開学習会子どもの育つ土壤を再生するために～子どもへの多層的な支援を考える連続学習会～』三菱財團社会福祉事業研究財団報告(www.foro.jp/pdf/publish/ssw.pdf/2021.6.30).

山下英三郎(1991)「スクールソーシャルワーク・子どもたちのパートナー」『青少年問題研究会』38(3),14-20.

山下英三郎(1992)「絶え間なく侵される子どもたちの領分-スクールソーシャルワーカーの立場から(検証「有害」図書規制<特集>)-(考えるべき問題は何か)」『法と民主主義』268,34-36.

山下英三郎(1997)「学校は子どもの「危機」にどう向き合うか」『日本教育学会第56回大会報告書Ⅱ公開シンポジウム』8-9.

山下英三郎(1998)「学校はどこへ向かうべきか(学校は子どもの「危機」にどう向き合うか)」『教育學研究』65(1),8.

山下英三郎(1998b)「今月のテーマ(6) 学校に行かない自由があってもいい---不登校の子どもが問いかけるもの(特集「学校に行きたくない」と言うとき)」『子どものしあわせ:母と教師を結ぶ雑誌 / 日本子どもを守る会 編』(通号 560) 06 p.34-39.

山下英三郎(2005)「ソーシャルワークと子どもの権利(特集 現代に活かす”教育と福祉の権利”)」「ソーシャルワークを起点として」『子どもの権利研究』7,40-43.

山下英三郎(2006)「スクールソーシャルワーク実践と理論との距離をいかに埋め合わせるか(特集:スクールソーシャルワークの理論化を目指して)」『ソーシャルワーク研究』32(2),92-101.

山下英三郎(2009)「スクールソーシャルワークとは(特集スクールソーシャルワーカーを知る)」『月刊生徒指導』39(6),14-17.

山下英三郎(2009b)「社会福祉 スクールソーシャルワーク実践における課題(上)」『月刊福祉』32(2),92-101.

山下英三郎(2009c)「社会福祉 スクールソーシャルワーク実践における課題(下)」『月刊福祉』92(5),56-59.

山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編著(2009d)『スクールソーシャルワーク論(歴史・理論・実践)日本スクールソーシャルワーカー協会編』学苑社.

- 山下英三郎(2011)「教育時事ワイド解説(20)スクールソーシャルワークの現状と今後の可能性」『教職研修』39(10),83-88.
- 山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲編著(2012)『新スクールソーシャルワーク論』学苑社.
- 山下英三郎(2012b)「第2節日本におけるスクール(学校)ソーシャルワークの展開」『スクール[学校] ソーシャルワーク論』中央法規,57.
- 山下英三郎監修(2012c)『子どもにえらばれるためのスクールソーシャルワーク』学苑社.
- 山下英三郎(2013)「修復的アプローチのソーシャルワーク実践への適用に関する考察:学校におけるコンフリクト解決手段として(高橋重宏教授追悼号)」『日本社会事業大学研究紀要』59,139-150.
- 山下英三郎(2013b)「スクールソーシャルワーカーが果たしうる役割(「いじめ」とどう向き合うか)」『月刊自治研』55(644),33-40.
- 山下英三郎(2014)「わが国におけるスクールソーシャルワークの現在(いま) -特集 教育と福祉をつなぐ」『教育』825,74-83.
- 山田銀河(2016)「不登校支援における連携の展開—スクーリング・サポート・プログラム(SSP)とスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業(SSN)の検討から—」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』第36号,106-118.
- 山野則子(2006)「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワーク構築-教育行政とのコラボレーション(特集:スクールソーシャルワークの理論化を目指して)」『ソーシャルワーク研究』32(2),113-119.
- 山野則子(2007)「日本におけるスクールソーシャルワーク構築の課題-実証的データから福祉の固有性探索(特集 わが国におけるスクールソーシャルワークの構想,その可能性)」『スクールソーシャルワーク研究』1,67-78.
- 山野則子(2009)「スクールソーシャルワーク事業 スクールソーシャルワークの役割と今後の課題(行政 up to date(6))」『そだちと臨床』6,47-51.
- 山野則子他(2010)「3. スクールソーシャルワークの可能性:教育と福祉の協働を目指して(課題研究1 子どもの貧困と教育(2)-学校で何ができるか-,課題研究報告)」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』62,428-429.
- 山野則子(2010b)「スクールソーシャルワークの役割と課題-大阪府の取り組みからの検証」『社会福祉研究』109,10-18.
- 山野則子(2011)「スクールソーシャルワークの可能性(特集 セーフティネットとしての学校)」『高校生活高校生活指導』188,48-53.
- 山野則子他(2011b)「スクールソーシャルワーク実践に関する実証的研究-教師と家庭のつな

- ぎなおしプロセス』『子ども家庭福祉学』10,59-68.
- 山野則子(2012)「スクールソーシャルワークの概要 (特集 教育相談)『学校運営』54(8), 16-19.
- 山野則子・野田正人・半羽利美佳(2012)『よくわかるスクールソーシャルワーク』ミネルヴァ書房.
- 山野則子(2015)「効果的なスクールソーシャルワーク事業プログラム・モデルの開発 (特集プログラム評価の可能性)』『ソーシャルワーク研究』40(4),285-296.
- 山野則子(2016)「福祉の現場から 効果的なスクールソーシャルワークモデルの評価理論構築』『地域ケアリング』18(5),63-69.
- 山野則子(2016b)「スクールソーシャルワークからみた「チーム学校」 (特集 「チーム学校」の可能性)』『教育と医学』(慶應義塾大学出版会)64(6),476-48.
- 米倉由希子,山口創生(2016)「知的障害者のステイグマ研究の国際的動向と課題:文献レビュー」『社会福祉学』56卷第4号,26-36.
- 米倉由希子,山口創生(2018)「日本語版知的障害者本人が経験するステイグマ,評価の尺度開発」『関西福祉大学研究紀要』第21卷,33-39.
- 渡邊充義(2012)「第4章日本のスクールソーシャルワーク発展過程 1節 1970年代までの学校社会事業』『新スクールソーシャルワーク論—子どもを中心にする理論と実践—』学苑社,p55-62.
- Boylan,J.and Dalrymple,J.(2009) Chapter 7 Advocacy Tool for Anti-Oppressive Practice.(=2013.堀正嗣・栄留里美 共訳「反抑圧実践の手段としてのアドボカシー」(熊本学園大学)『社会関係研究』18(2),33-59.)
- CAREL.B.GERMAIN(1992)Ecorolical Social Work-Anthology of Carel B. Germain-by Carel B.Germain,DSW.edited by Yoko Kojima.Ph.D.Gakuensha Inc.(=2011.小島容子編訳・著『エコロジカルソーシャルワーク—カレル・ジャーメイン名論文集一』学苑社.)
- Erving GOFFMAN(1970)STIGMA Note on the Management of Spoiled Identity.copyright© 1963 by Prentice-Hall,Inc.(=2016.石黒毅 訳『ステイグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房.)

審査結果の要旨

(論文の主題)

現在のスクールソーシャルワークは、子どもの権利主体性を尊重した支援により子どもの権利侵害を解決することができていない。その背景には子どもの権利を基盤としたスクールソーシャルワーク理論と実践方法が確立していないという状況がある。こうした問題意識から、スクールソーシャルワークの基礎理論であるパワー交換作用モデルに子どもアドボカシー研究の成果を導入することにより「子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論」を構築し、事例検討によって理論の妥当性を検証することが本論文の主題である。

(論文の概要)

本論文は「第Ⅰ部 スクールソーシャルワークの現状と課題」、「第Ⅱ部 子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論の構築」、「第Ⅲ部 子どもを主体としたスクールソーシャルワークの実践」の3部及び序章・終章で構成されており、A4版130頁を越えている。

序章では、まず本研究の問題意識を示し、続けて先行研究レビューを行い、それらを踏まえて研究目的・方法及び倫理的配慮について記述している。本論文は「スクールソーシャルワーカー活用事業」は子どもの権利侵害に十分に対応できていない、という問題意識から出発する。その背景には、子どもの権利を基盤としたスクールソーシャルワーク理論と、それに基づく実践方法が確立していないという状況があると考察する。次に先行研究レビューにより、子どもの権利基盤アプローチの立場からのスクールソーシャル理論の検証がこれまで行われてきていなことを指摘している。これらを踏まえて、パワー交換作用モデルに子どもアドボカシー研究の成果を導入することにより「子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論」を構築し、事例検討によって理論の妥当性を検証することが本研究の目的であることを示している。倫理的配慮については、「日本社会福祉学会『研究倫理規程』・『研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン』及び『熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針』を尊守する」としている。

「第Ⅰ部 スクールソーシャルワークの現状と課題」は、「第1章 スクールソーシャルワークの歴史的展開」、「第2章 スクールソーシャルワークの制度的位置づけと現状」、「第3章 スクールソーシャルワークの今日的課題」の3章により構成されている。

「第1章 スクールソーシャルワークの歴史的展開」では、教育史と関連づけてスクールソーシャルワークの歴史的展開を概観し、1872年「学制の制定」から1923年までを「起源」、1923年「関東大震災時の東大セツルメント活動」から1945年「敗戦」までを「萌芽期」、1945

年から 1970 年までを「黎明期」、1970 年「高度経済成長」から 1980 年までを「停滞期」、1980 年「いじめ問題の深刻化」から 2000 年までを「胎動期」、2000 年「スクールソーシャルワーカーが自治体毎に採用され始めた時期」から現在を「草創期」とし、6 区分を提唱している。

「第 2 章 スクールソーシャルワークの制度的位置づけと現状」では、自殺対策基本法を背景として制度化された「スクールソーシャルワーカー活用事業」が基盤となっていることを示し、それに基づくスクールソーシャルワーカーの位置づけ、役割、勤務形態、勤務時間などについて検討している。また「チームとして学校」においてスクールソーシャルワーカーに期待される役割とそれに伴うジレンマが明らかにされる。

「第 3 章 スクールソーシャルワークの今日的課題」では、子どもの権利条約の一般原則、とりわけ「子どもの最善の利益」（第 3 条）及び「子どもの意見表明権」（第 12 条）がスクールソーシャルワークの価値基盤であることを明らかにした上で、子ども、学校、関係機関、保護者、スクールソーシャルワーカー間において価値基盤の共有がなされていないことを指摘する。また、保護者の生活課題及び学校の構造的な課題が深刻化する中で子どもを取り巻く状況が厳しいものとなってきているにもかかわらず、それに十分に対応できる体制が整備されていないことを指摘する。

「第 II 部 子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論の構築」は、「第 4 章 スクールソーシャルワーク理論の到達点と課題」、「第 5 章 パワー交互作用モデルの意義」、「第 6 章 子どもアドボカシー研究の意義」、「第 7 章 子ども主体のスクールソーシャルワーク理論の構築」の 4 章より構成されている。

「第 4 章 スクールソーシャルワーク理論の到達点と課題」では、エコロジカルモデル、BPS モデル、エンパワメント、ストレングス、システム論について、子どもの権利保障の観点より検討を行っている。また、日本におけるスクールソーシャルワーク理論の先駆者である山下英三郎らの所論について到達点と課題を検討した。その結果、参加権を基盤として子どもを権利行使主体ととらえる、子どもの権利条約における「子ども観の転換」を踏まえた理論構築がなされていないことを明らかにしている。

「第 5 章 パワー交互作用モデルの意義」では、門田光司が提唱してきた「パワー交互作用モデル」に着目し、理論的基盤と概念形成・介入方法と独自性を整理した。それを踏まえて権力関係に焦点をあてて子どものパワーの増強を援助の基盤に据えた点にこのモデルの意義があること、他方で子どもを権利行使主体ととらえる子ども観が徹底していない点が課題であることを指摘している。

「第 6 章 子どもアドボカシー研究の意義」では、当事者主権及びセルフアドボカシーの重要性、保護者や専門職のパターナリズム克服の必要性を明らかにしている。その上で、意

見形成支援・意見表明支援・意見実現支援という子どもアドボカシーの各プロセスにおいてアドボカシーの実践原則、とりわけ「子ども主導」及び「エンパワメント」を重視した支援の必要性を提起している。

「第7章 子ども主体のスクールソーシャルワーク理論の構築」では、パワー交互作用モデルに子どもアドボカシー研究の成果を導入することにより、子どもの権利基盤アプローチに立つ「子ども主体のスクールソーシャルワークの理論」の構築を行う。また、「子どもを主体としたスクールソーシャルワークの構造図」を作成して実践プロセスを可視化し、①権利カウンセリング・②権利アセスメント・③権利基盤援助活動・④エンパワメント評価、の4点を新たな援助方法として開発している。関連して「権利アセスメントシート」及び「エンパワメント評価表」という2つのツールを作成したことが注目される。

「第III部 子どもを主体としたスクールソーシャルワークの実践」は、「第8章 子ども主体のスクールソーシャルワーク理論に基づく事例分析(1)——特別支援学級を経験した子どもたちの主観的ステイグマ分析」、「第9章 事例分析(2)——日常的課題解決の視点」、「第10章 事例分析(3)——コミュニケーションや対人関係に障害を持つ知的理解がグレーディングの保護者と子どもの育ちの理解」及び「第11章 子ども主体のスクールソーシャルワークソーシャルワークのジレンマと展望」の4章より構成されている。

「第8章 事例分析(1)——特別支援学級を経験した子どもたちの主観的ステイグマ分析」においては、子どもの意見が聴かれず、保護者の意向により特別支援学級に在籍することを経験した子どもたちは、ステイグマを内面化し自己決定が困難になるなど無力化されていたことを子どもの権利アセスメントにより示した。子どもを主体としたスクールソーシャルワークの実践により、子どもたちのエンパワーを支援できたことを記述している。

「第9章 事例分析(2)——日常的課題解決の視点」は、不登校生徒の課題解決を支援した事例の分析である。「夜は母親について欲しい」という子どもの意見をワーカーはアドボケイトとして代弁し意見実現を支援している。その結果、地元で働くことを母親が決意することにより、子どもの生活基盤が安定した事例である。

「第10章 事例分析(3)——家族コミュニケーションや対人関係に障害を持つ知的理解がグレーディングの保護者理解と子どもの育ちの理解」は、震災後、避難所生活で虐待や保護者のトラブルが生じていたケースに対して、子どもを主体とした支援を行った事例である。スクールソーシャルワーカーとの面接の中で子どもの権利について学び、その後、養護教諭に気持ちを打ち明け、一時保護となった事例である。権利啓発と意見表明支援により子どもがエンパワーされた事例であると言える。

「第11章 子ども主体のスクールソーシャルワークのジレンマと展望」は、子ども主体

のスクールソーシャルワークを実践したことにより直面したジレンマを記述し、克服の展望を考察している。専門職・保護者のパターナリズムと対峙していくことの困難性、子どもと学校との板挟みとなるロイアリティのジレンマ、意見形成・意見表明が困難な子どもをエンパワーすることの難しさ、子どもの権利保障のためにソーシャルアクションが必要であるにもかかわらず立場上それを行なうことが困難であること等が抽出された。こうしたジレンマの解決に向けて、①子どもの権利を基盤とした価値共有、②子どもの権利基盤アプローチに立つ他の専門職との連携と協働、③子どもを主体とした学校の形成の3つを提起している。

最後に、終章で本研究の成果と課題を記述している。成果としては、子どもの被抑圧状況をアセスメントし、子どもを無力化する否定的パワーに対峙して子どもアドボカシーを実践するプロセスを構造的に示したこと、また前述の4点を新たな援助方法として開発したことを挙げている。事例検討については、マクロレベルでの法制度において子どもの意見が反映されていない現状の中でも、子どもを取り巻く否定的パワーの縮減と子どものエンパワーを支援することが一定程度可能であることを明らかにした点を挙げている。今後の課題としては、子ども主体のソーシャルワークのフォローアップ方法の研究、チーム学校における子どもの権利の共有方法の検討、システムアドボカシー実践方法の検討を挙げている。

(論文の評価)

本論文の貢献について、以下の3点を指摘することができる。1点目は日本のスクールソーシャルワークの歴史的展開について、起源・萌芽期・黎明期・停滞期・胎動期・草創期の6区分を明らかにしたことである。スクールソーシャルワークの展開過程について、日本教育史における制度・政策及び子どもを取り巻く状況の変遷と関連づけて、新たな理解の枠組みを示したことは今後の研究の準拠枠を提示したものと言える。

2点目は、日本のスクールソーシャルワーク理論を子どもの権利の観点から検証することにより、「受動的子ども観」を転換して、「参加権」(Participation)を基盤にして子どもを権利行使主体ととらえる「子どもの権利観の転換」を踏まえた理論構築がなされていないことを明らかにしたことである。これまでスクールソーシャルワーク理論を子どもの権利論の観点から検証した研究は行われておらず新たな視野を切り拓くものである。

3点目は、パワー交互作用モデルに子どもアドボカシー研究の成果を導入することにより、「子どもの権利基盤アプローチ」に立つ「子ども主体のスクールソーシャルワークの理論」のアウトラインを提示したことである。交互作用という概念は、人と環境の交互作用に焦点を当てたエコロジカルモデルに由来するものである。この交互作用モデルに権力関係に根差すパワーという社会学的概念を導入することにより、子どもへの抑圧や権利侵害を社会的に理

解し、対峙する方法論を築いた点にこのモデルの意義がある。他方で、子どもへの抑圧や権利侵害を子どもとおとの権力関係に基づく視座から分析し、反抑圧実践理論を基盤に発展してきたのがイギリスの子どもアドボカシー研究である。この子どもアドボカシー研究の成果をパワー交互作用モデルに導入することにより、子どもの権利基盤アプローチに立つ子ども主体のスクールソーシャルを支える理論を構築することを構想したのは慧眼である。また前述の①権利カウンセリング・②権利アセスメント・③権利基盤援助活動・④エンパワメント評価を、関連するツールとともに、新たな援助方法として開発したことも筆者の貢献である。

本研究の課題としては、「子ども主体」の概念規定及び「なぜ学校は子ども主体になっていないのか」という原因分析の深化が挙げられる。また子ども主体のスクールソーシャルワークを「チーム学校」において実践することを志向しているが、子ども中心ではなく教員中心に組織されている「チーム学校」の下で子ども主体の支援を実践することが可能なのか、という論点もある。こうした点からチーム学校におけるスクールソーシャルワークの役割をとらえなおすこととともに、チーム学校に拠らない支援方法を構想することも今後の課題である。さらに、子どもの権利侵害の防止と権利救済のためには、学校を越えたアドボカシーあるいはソーシャルアクションが必要であるが、この点の展望をどのように切り拓くのかという課題もある。究極的には、学校は子どもの権利保障を目的とする場であるという観点に立って、スクールソーシャルワーク実践から子ども主体の新たな学校論を構築するという課題もある。これらの課題については、今後の研究の進展に期待したい。

以上により、本審査委員会は、全員一致を以て著者に博士（社会福祉学）を授与することが妥当であるとの結論に達した。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	堀 正嗣
副査	熊本学園大学教授	宮北 隆志
副査	熊本学園大学教授	伊藤 良高
副査	元熊本学園大学教授	豊田 謙二

氏名（本籍）	杉原 千恵美（島根県）	
学位の種類	博士（社会福祉学）	
学位記番号	博（甲）社会福祉 第28号	
学位授与の日付	令和4年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	日本の絵本にみる知的障害をもつ人の表象	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 堀 正嗣 (副査) 熊本学園大学教授 松本 勝明 (副査) 熊本学園大学教授 伊藤 良高 (副査) 元熊本学園大学教授 豊田 謙二	

内容の要旨

本研究の目的は、絵本に描出された知的障害をもつ人の表象を抽出することにより、作家、つまり大人が、知的障害をもつ人をどのように認識し、また、子ども達にいかなる理解を求めているか、その内容を明らかにすることにある。

本論文は、序章、第1章～8章、そして、結びとなる終章から構成される。以下、各章ごとにその概要を示す。

序章では、本研究の背景と目的、研究対象絵本の選定条件、および本研究の分析視角について述べた。

第1章「日本の絵本の概況と障害をもつ人」では、絵本とはなにか、その概念について触れた。続いて、日本における絵本の主だった歴史を辿った後、障害もしくは障害をもつ人について描出された絵本の現況について概観した。

続く、第2章「日本における知的障害をもつ人に関連した制度等の変遷」も、第1章と同様に本論に入る前の導入部にあたる。絵本においては、創作された時期の社会的背景が、その作品内容に反映されているものと考えられる。よって、具体的に絵本作品の内容に触れる前に、作品が出版された当初の背景をある程度把握しておく必要があると思われた。そこで本章においては、各絵本作品の出版時期と知的障害をもつ人に関連した社会福祉制度や政策等を年表に示した上で、現代を「戦後から昭和中期」「昭和後期」「平成から令和」と大きく3つの時期に分け、各時期の制度・政策等の変遷について概観した。

第3章「『知的障害』についての説明、および障害特性に関する描出」では、まず、絵本作品

に登場する知的障害をもつ人・子どもが、如何なる原因でその受障に至ったと設定されているかについて整理した。設定されている障害の原因や誘因は、ダウン症候群、自閉スペクトラム症、幼少期の病気の3つに大別された。

次に、作品中において、「知的障害」という障害が具体的にどのような表現をもって説明されているか概観した。複数の作品において、障害種別を示す「知的障害」という呼称や同義の表現を用いず、「ダウン症」や「自閉症」といった疾患名が障害種の代名詞として用いられている作品の存在を確認した。

また、本章最後において、知的障害やそれを有する人々の特性について、どのような描出がなされているか、該当箇所を表に示し、分析を行なった。その結果、多くの作品に共通して描出されているのは、他者との言語的コミュニケーションをとる上での困難に関するものであった。容姿・印象としては、当該児を小柄な体型だとする傾向がみられ、さらに実年齢より幼いイメージを付与した作品も確認された。併せて、フィジカルな面においても様々な困難を抱えており、身体の虚弱をはじめ、視覚障害や聴覚障害といった感覚器系の障害を重複する子どもを描いた作品も目立った。ほかに、走ることが苦手、数の概念に乏しく計算が苦手、書字・読字を困難とする場面、ADLにおいて支援を必要とする場面が挿入された作品、また、自閉スペクトラム症特有の行動について触れられている作品も多数確認している。

第4章「知的障害をもつ人とその家族との関係性に関する描出」では、知的障害をもつ人とその家族との関係性に焦点を当て、分析を行なった。

対象絵本25作品をみると、父親が直接、当該児に介入する様子が描かれた作品は極めて少なく、母親の存在が際立っており、なかには、母子一体感が強固に現れ、それ故の苦悩を取り扱っている作品も存在した。

きょうだいとの関係性に関する描出をみると、障害をもつ人の「きょうだい」の手記等から、母親の注意が障害をもつ子どもに集中してしまい、孤独感や寂寥感を抱えてしまうケースなど、きょうだいに特有の困難を感じるケースが多い状況が窺えるものの、そうしたきょうだいの抱える現状と心理的な揺れが作品中で扱われている作品は、2作品のみであった。他の作品においては、きょうだいと当該児との良好な関係や優しくサポートする姿を描出するに留まっている。

第5章「知的障害をもつ人とその周囲の人々との関係性に関する描出」においては、家庭外での人々との関係性に焦点をあて、分析を行なった。

知的障害をもつ子どもが登場する大半の作品においては、普通学校（園）に物語の場面を設定し、当該児が障害をもたない他の子ども達と共に学校生活を送るなかで、双方が良好な関係を構築していくまでのプロセスが描かれていた。作家が普通学校（園）に舞台に物語を展開させているのは、作家のもつ分離教育ではなくインクルーシブな教育環境の充実と、その先にある障害をもつ人・もたない人の共生社会の実現への希求の表れであろう。さらに、絵本作品に描かれた知的障

害をもつ子どもに対する周囲の子ども達の言動、行動に注目してみると、自身より低い年齢の子どもへの関わり方と同様となっており、当該児との非対等な関係も見え隠れする。また、そのように当該児と積極的に関わりながら細やかな配慮を施す登場人物は、大半が「女児」という設定であることも特徴的である。こうした設定は、男子と比較し、女子の方が有意に知的障害をもつ子どもに対して好意的であるという複数の研究結果とも一致しており、現状との懸隔は認められなかつた。

第6章「知的障害をもつ人とその居場所に関する描出」においては、作品中で当該者が身を置く場が本人の「居場所」となり得ているか検証しながら、知的障害をもつ人の表象の抽出を試みた。その結果、①居場所が成立するまでのプロセスが、時系列的に描かれた作品、②そこに「居る」ために各自が持ち合わせる術を用いて、自身の物理的な居場所を心理的な居場所にも変える、換言すると「ポータブルな居場所」について触れられた作品、③居場所を求めて彷徨する様子が描かれた作品、④「居場所がない」状態について描かれた作品の4類型を確認した。

また、居場所の構成要素のうち「役割感」、つまり、その場所にいると自分が誰か、何かの役に立っていると感じる、自分の役割がある場所についての描出が少ないことが明らかとなった。併せて、マイペースを尊重することが可能で、周囲を気にしなくてもよいといった「他者からの自由」を感じられる場所についても、描出されたものは少なかつた。これらのことから、知的障害をもつ人が庇護の対象であるといった感覚が表象されていることが伺えた。

第7章「絵本に描出された知的障害と肢体不自由の特質の比較」は、知的障害をもつ人の描出の内容について、他の障害種である肢体不自由の場合との比較により、その特徴をより明確にすることを目標に進めたものである。

まず、計量テキスト分析の手法を用いて、記述統計、抽出語の出現頻度、共起ネットワーク、対応分析、コーディングルールに基づく χ^2 検定により導き出した結果から、両群の特質の異同について示した。

両者の異同として、1) 各群の作品中における父親と母親それぞれの存在感と、担う役割に関する相違、2) 知的障害群は学校、職場等の集団生活の場、肢体不自由群においては余暇活動の場がメインといった、物語の場面設定における異同、3) 知的障害群は普通学校の設定が多く、肢体不自由群においては特別支援学校（旧 養護学校）という設定が多いといった、当該児の在学先の違いが認められた。

さらに、以上の結果も踏まえ、両者の比較によって浮き彫りになった、知的障害に関する描出の特質として、作品の多くが、知的障害をもつ人の家族、もしくは教員・施設等の職員など、支援に携わった経験を有する人々によって創作されたものである点、作品中における父親の存在感が薄く、母親が障害をもつ子どものケアの専従者としての役割を担う傾向が強く、存在感を増している点、そして、前述の計量的テキスト分析の結果から、当該児の在学先を普通学校と設定

し、障害をもつ子どもと周囲の子どもとが関係を構築していくまでのプロセスを描くことに注力されている点である。

第8章 「宮沢賢治『虞十公園林』の絵本作品に描出された知的障害をもつ青年は、同一のテキストをもとに、異なるイラストレーターが各自の解釈に基づき、その世界をイラスト表現して制作された、宮沢賢治の童話「虞十公園林」の絵本、8作品を比較した。その同異点を探るなかから、主人公の知的障害をもつ青年の描出の特徴について考察した。

まず、各作品のおもて表紙に着目すると、大半の作品がタイトルと直接リンクするように、杉林が描かれている。そして、温厚な性格をイメージさせるような穏やかな笑みを浮かべる主人公の虞十が描かれている作品が目立った。しかしながら、なかには、林を守り抜こうと、初めて人に対して逆らいの言葉を発した際の虞十を描いたイラストを表紙に採用している作品も存在し、穏やかさのなかにも意志を貫き通す強堅な面を持ち合わせていたことが強調されていた。

次に、コマ割りを確認し、多くの作品に共通してページが割り当てられていた場面のイラストに着目すると、知的障害をもつ主人公の、人に従順で温厚な性格、家族から深い愛情を注がれている様、無抵抗な主人公がたった一度の逆らいにより、先方から理不尽な対応を受けるなど無抵抗な様について、テキストの内容を補完して、イラスト表現により視覚化されていた。全体的な傾向として、いつも穏やかな笑顔を湛え、周囲の人々に従順で、無私無欲なイメージをもって描出されていたが、初めて人に逆らいの言葉を発する場面において、発言している様を描き、その際の虞十に、勢いや迫力が与えられている作品が存在する一方で、発言している様は描かずに、相手に逆らったが故に暴力を振われる部分のみが描かれている作品とが存在し、後者の作品においては、弱者としてのイメージの顕在化がみられる指摘した。

終章では、全体を総括した上で、結論と今後の課題について述べた。

障害の描出を通して、大人である作家達は、当該者の性格や行動等の特性、社会のなかで各自が体験している困難について、作品に織り交ぜながら読者に具体的に提示することで、障害をもつ者、もたない者双方が、ちがいを含めた個々を尊重し合える関係を構築の具体的方策について一考する機会を読者に提供している。そして、その延長線上に据えるインクルーシブな社会の実現に向けた願いを、絵本を媒介として、主たる読者である子ども達に伝えんとしているものと推察する。

今後の課題としては、作家が作品を通して子ども達に伝えようとしたメッセージと、子ども達が実際に受け取ったメッセージとの間に生じる誤解や懸隔の有無に関する検証、また、社会福祉関連の動静と絵本作品への影響に関する縦断的な研究の必要性を挙げた。

分析結果からは、絵本にみる知的障害をもつ人の表象には、大人である作家の、当該者に対する認識が、強く反映されているという示唆を得た。よって、子ども達とこれらの絵本の読みあいを行う際には、絵本に含まれる情報のうち、維持すべきもの、改めるべきものとを精査し、必要

に応じて補完して、子ども達に伝え、子どもとともに障害について考えあうことも肝要であろう。
本研究により得られた知見が、その吟味検討の一助となれば幸いである。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本研究は、戦後（1945年以降）に日本の作家によって著された絵本を対象に、そこに描出された知的障害者の表象を抽出・分析することにより、作家が知的障害者をどのように認識し、また子ども達にいかなる理解を求めているかを明らかにすることを目的としている。障害学と絵本学の2つの領域にまたがる研究であり、研究方法としては絵本のテキストとイラストレーションについてのカテゴリーに基づく内容分析と計量テキスト分析を採用している。

(論文の概要)

本論文は、全8章の他に序章・終章により構成されている。
序章では、研究の背景と目的、研究対象絵本の選定条件、および分析方法について記述している。

第1章「日本の絵本の概況と障害をもつ人」では、絵本学に関する先行研究を参照して「絵本の概念」を整理した上で、障害をもつ人について描出された絵本の現況について概観している。

第2章「日本における知的障害をもつ人に関連した制度等の変遷」では、各絵本作品の出版時期と知的障害をもつ人に関連した社会福祉制度や政策等を年表に示した上で、各時期の制度・政策等の変遷について概観している。その上で、絵本に描かれた知的障害者の表象への制度・政策や障害観の変遷の影響を考察している。

第3章「『知的障害』についての説明、および障害特性に関する描出」では、絵本作品に登場する知的障害をもつ人の受障原因の描かれ方を分析している。設定されている障害の原因や誘因は、ダウン症候群、自閉スペクトラム症、幼少期の病気の3つに大別された。次に、作品中において、「知的障害」という障害が具体的にどのような表現をもって説明されているかを分析している。その結果、多くの作品に共通して描出されているのは、他者との言語的コミュニケーションをとるまでの困難であることが明らかとなった。

第4章「知的障害をもつ人とその家族との関係性に関する描出」では、父親が当該児に介入する様子が描かれた作品は極めて少なく、母親の存在が際立っており、なかには母子一体感が強固に現れている作品もみられるなどを明らかにした。きょうだいとの関係性に関する描出については、当該児との良好な関係や優しくサポートする姿を描出するに留まっており、

孤独感や寂寥感などのきょうだいに特有の困難が扱われている作品は2作品のみであることが指摘されている。

第5章「知的障害をもつ人とその周囲の人々との関係性に関する描出」においては、他の子どもとの関係性に焦点をあて、分析を行なっている。その結果、大半の作品において、普通学校（園）に物語の場面を設定し、当該児が障害をもたない他の子ども達と共に学校生活を送るなかで、良好な関係を構築していくプロセスが描かれていることが明らかになった。さらに、周囲の子ども達の言動に注目してみると、当該児との非対等な関係が示唆されること、また当該児と積極的に関わりながら細やかな配慮を施す登場人物は大半が「女児」という設定であり、ジェンダーバイアスが認められることを明らかにしている。

第6章「知的障害をもつ人とその居場所に関する描出」においては、心理的居場所の構成要素を分析枠組として採用し、作品中で当該者が身を置く場が本人の「居場所」となり得ているか検証しながら、知的障害をもつ人の表象の抽出を試みている。その結果、①居場所が成立するまでのプロセスが時系列的に描かれた作品、②そこに「居る」ために各自が持ち合わせる術を用いて、自身の物理的な居場所を心理的な居場所にも変える、換言すると「ポータブルな居場所」について触れられた作品、③居場所を求めて彷徨する様子が描かれた作品、④「居場所がない」状態について描かれた作品の4類型を確認している。

第7章「絵本に描出された知的障害と肢体不自由の特質の比較」は、知的障害をもつ人の描出の内容について、他の障害種である肢体不自由の場合との比較により、その特徴を明確にしている。計量テキスト分析の手法を用いて、知的障害及び肢体不自由が描かれた全作品をテキストデータ化して形態素解析を行なった後に、記述統計、抽出語の出現頻度、共起ネットワーク、対応分析、コーディングルールに基づく χ^2 検定により導き出した結果から、両群の特質の異同を示している。

第8章「宮沢賢治『虞十公園林』の絵本作品に描出された知的障害をもつ青年」は、同一のテキストをもとに、異なるイラストレーターが各自の解釈に基づき、その世界をイラスト表現して制作された、宮沢賢治の童話「虞十公園林」の絵本、8作品を比較し、その同異点を探るなかから、主人公の知的障害をもつ青年の描出の特徴について考察している。

終章においては、結論と今後の課題を記述している。「おとなである作家達は、当該者の性格や行動等の特性、社会のなかで各自が体験している困難を読者に具体的に提示することで、障害をもつ者ともたない者が、ちがいを認め合い尊重し合える関係構築の具体的方策について考える機会を提供している」と総括している。そして、その延長線上に据えるインクルーシブな社会の実現に向けた願いを、絵本を媒介として、主たる読者である子ども達に伝えんとしているものと推察している。

今後の課題としては、作家が作品を通して子ども達に伝えようとしたメッセージと子ども

達が実際に受け取ったメッセージとの間に生じる誤解や懸隔の有無に関する検証及び社会福祉関連の動静と絵本作品への影響に関する縦断的な研究の必要性の 2 点を挙げている。

(論文の評価)

障害をテーマとした児童文学に関する研究は、主に教育学の分野において、教材としての内容検討の観点から行われてきた。先行研究の中には、日本の児童文学の歩みを障害問題という側面から辿り、近現代の児童文学作品にそれがいかに反映されているかについて内容分析を行なっているものもある。しかしながら、同様の見地から、対象を絵本に特化し、特定の障害種をもつ人の表象の抽出を試みた研究は存在せず開拓的な研究である。

本論文は絵本学と障害学にまたがる研究成果である。絵本学は「絵本というメディアを通して研究される新たな学問領域」であり、「従来の絵本領域の枠組みを越えた、造形学、美学、美術史、哲学、記号学、論理学、教育学、言語学、心理学、文化人類学などの諸科学、……略……その他さまざまな分野の専門家相互の協力による情報交換、共同研究が望まれ」るものとされている（絵本学会（1997）「設立趣意書」）。本論文では絵本学の知見を援用して内容分析を行なっているが、絵本学において障害を描出した絵本に関する先行研究は見られず先駆的なものであると言える。また、「障害の社会モデル」に依拠する日本の障害学研究においても絵本を対象とした先行研究は見られず、障害学領域においても先駆的研究であると言える。

本論文では、研究対象絵本のテキストとイラストレーションについて、知的障害についての説明、障害特性、家族、支援、就学、就学後の進路、就労、他者との関係性、居場所の各カテゴリーに分類した上で、詳細な内容分析を行なっている。その成果として、各カテゴリーごとに描出の特徴が明晰に記述されたことが第 1 の成果である。例示すれば、家族との関係性において明確なジェンダーバイアスが記述され、他の子どもとの非対称な関係性が記述されたこと、また当該児が障害をもたない他の子ども達と共に学校生活を送るなかで良好な関係を構築していくプロセスが描かれていることが挙げられる。とりわけ居場所について、先行研究によって明らかにされた心理的居場所の構成要素を分析枠組として援用し検証を行っており、そこでの考察は「ポータブルな居場所」というオリジナルな概念を提示するなど注目に値する。

第 2 に、計量テキスト分析により、肢体不自由との比較における知的障害の描出の特徴を実証的に明らかにしたことが成果である。両者の異同として、1) 各群の作品中における父親と母親それぞれの存在感と、担う役割に関する相違、2) 知的障害群は学校、職場等の集団生活の場、肢体不自由群においては余暇活動の場がメインといった、物語の場面設定における異同、3) 知的障害群は普通学校の設定が多く、肢体不自由群においては特別支援学校（旧

養護学校）という設定が多いといった、当該児の在学先の違いを見出している。

今後の課題としては、第1に、可能な絵本については、作者へのインタビューや関連資料により製作意図を把握し分析することが挙げられる。第2に同時期に出版された作品に共通の傾向、および社会福祉関連の動静との関連性を見出すために、引き続き縦断的に研究を行う必要があることが指摘できる。第3に文章とイラストが異なる著者による場合の著者間のメッセージの異同を検証することが課題となる。第4に絵本により障害に関するメッセージを伝えることの意味——その意義と限界——を明らかにすることが課題となる。これらの課題については、今後の研究の進展に期待したい。

以上により、本審査委員会は、全員一致を以て著者に博士（社会福祉学）を授与することが妥当であるとの結論に達した。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	堀 正嗣
副査	熊本学園大学教授	松本 勝明
副査	熊本学園大学教授	伊藤 良高
副査	元熊本学園大学教授	豊田 謙二

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 23 号

令和 4 年 6 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号
電話番号 096 (364) 5161